

基勞補発第 0604001 号

平成 16 年 6 月 4 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

(契 印 省 略)

せき柱及びその他の体幹骨、上肢、下肢並びに眼の障害に関する障害等級認定基準
の施行に当たって留意すべき事項について

標記のことについては、平成 16 年 6 月 4 日付け基発第 0604003 号「せき柱及びその他の
体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準について」(以下「整形の認定基準」
という。)及び平成 16 年 6 月 4 日付け基発第 0604004 号「眼の障害に関する障害等級認定
基準について」(以下「眼の認定基準」という。)をもって指示されたところであるが、その
施行に当たっては、なお下記に留意されたい。

記

1 専門検討会報告書について

整形の認定基準は、「整形外科の障害認定に関する専門検討会報告書」に、また、眼の認
定基準は「眼の障害認定に関する専門検討会報告書」に基づくものであることから、各認定
基準の施行に当たっては、必要に応じ、報告書を参照すること。

2 医療機関への周知について

別途配付するパンフレットを活用する等により、医師会及び関係医療機関に対し各認定基
準の内容の周知に努めること。

3 その他

各認定基準の新旧対照表を添付したので、参考にされたい。

昭和50年9月30日付け基発第565号の「障害等級認定にあたっての基本的事項」新旧対照表

改 正 後	現 行
第1 障害等級認定にあたっての基本的事項 1 障害補償の意義 (略) 2 障害補償に係る規定の概要 (1) 障害等級 (略) これらは、障害等級表が労働能力そう矢の程度に応じ、障害の等級を第1級から第14級までの14段階に区分していること、及び136種の典型的な身体障害を掲げるにとどまることからくる制約によるものである。 (略) (2) 及び (3) (略) 3 障害等級表の仕組みとその意義 (略) (1) 部位 (略) イ 眼 (イ) (略) (ロ) まぶた(右又は左) ロ～ヌ (略)	第1 障害等級認定にあたっての基本的事項 1 障害補償の意義 (略) 2 障害補償に係る規定の概要 (1) 障害等級 (略) これらは、障害等級表が労働能力そう矢の程度に応じ、障害の等級を第1級から第14級までの14段階に区分していること、及び138種の典型的な身体障害を掲げるにとどまることからくる制約によるものである。 (略) (2) 及び (3) (略) 3 障害等級表の仕組みとその意義 (略) (1) 部位 (略) イ 眼 (イ) (略) (ロ) 眼瞼(右又は左) ロ～ヌ (略)

(2) 障害の系列

上記のとおり部位ごとに区分された身体障害は、さらに生理学的な観点から、次表のとおり 35 種の系列に細分され、同一欄内の身体障害については、これを同一の系列にあるものとして取り扱うこととする。

なお、下記のごとく、同一部位に系列を異にする身体障害を生じた場合は、同一もしくは相関連するものとして取り扱うことが、認定実務上合理的であるので、具体的な運用にあたっては同一系列とみなして（以下「みなし系列」という。）取り扱う。

(略)

障 害 系 列 表

部位			器質的障害	機能的障害	系列 区分
眼	眼球 (両眼)			視力障害	1
				調節機能障害	2
				運動障害	3
				視野障害	4
	まぶた	右	欠損障害	運動障害	5
		左	同上	同上	6
耳	内耳等 (両耳)			聴力障害	7
	耳かく	右		欠損障害	8

(2) 障害の系列

上記のとおり部位ごとに区分された身体障害は、さらに生理学的な観点から、次表のとおり 35 種の系列に細分され、同一欄内の身体障害については、これを同一の系列にあるものとして取り扱うこととする。

なお、下記のごとく、同一部位に系列を異にする身体障害を生じた場合は、同一もしくは相関連するものとして取り扱うことが、認定実務上合理的であるので、具体的な運用にあたっては同一系列として取り扱われることとなる。

(略)

障 害 系 列 表

部位			器質的障害	機能的障害	系列 区分
眼	眼球 (両眼)			視力障害	1
				調節機能障害	2
				運動障害	3
				視野障害	4
	眼瞼	右	欠損障害	運動障害	5
		左	同上	同上	6
耳	内耳等 (両耳)			聴力障害	7
	耳かく	右	欠損障害		8

	(耳介)	左	同上		9		(耳介)	左	同上		9
耳			欠損及び機能障害		1 0	耳			欠損及び機能障害		1 0
口				そしゃく及び言語障害	1 1	口				そしゃく及び言語障害	1 1
			歯牙障害		1 2				歯牙障害		1 2
神経系統の機能又は精神			神経系統の機能又は精神の障害		1 3	神経系統の機能又は精神			神経系統の機能又は精神の障害		1 3
頭部、顔面、頸部			醜状障害		1 4	頭部、顔面、頸部			醜状障害		1 4
胸腹部臓器 (外生殖器を含む)			胸腹部臓器の障害		1 5	胸腹部臓器 (外生殖器を含む)			胸腹部臓器の障害		1 5
体幹	せき柱		変形障害	運動障害	1 6	体幹	せき柱		奇形(変形)障害	運動障害	1 6
	その他の体幹骨		変形障害 (鎖骨、胸骨、 ろく骨、肩こう 骨又は骨盤骨)		1 7		その他の体幹骨		奇形(変形)障害 (鎖骨、胸骨、 ろく骨、肩こう 骨又は骨盤骨)		1 7
上肢	上肢	右	欠損障害	機能障害	1 8	上肢	上肢	右	欠損障害	機能障害	1 8
			変形障害 (上腕骨又は前 腕骨)		1 9				奇形(変形)障害 (上腕骨又は前 腕骨)		1 9
			醜状障害		2 0				醜状障害		2 0
	上肢	左	欠損障害	機能障害	2 1		上肢	左	欠損障害	機能障害	2 1

下 肢	手指		変形障害 (上腕骨又は前 腕骨)		2 2
			醜状障害		2 3
		右	欠損障害	機能障害	2 4
		左	同上	同上	2 5
	下肢	右	欠損障害	同上	2 6
			変形障害 (大腿骨又は下 腿骨)		2 7
			短縮障害		2 8
			醜状障害		2 9
		左	欠損障害	機能障害	3 0
			変形障害 (大腿骨又は下 腿骨)		3 1
			短縮障害		3 2
			醜状障害		3 3
	足指	右	欠損障害	機能障害	3 4
		左	同上	同上	3 5

備考 「耳かく」については、以下「耳介」という。

〔削除〕

下 肢	手指		奇形(変形)障害 (上腕骨又は前 腕骨)		2 2
			醜状障害		2 3
		右	欠損障害	機能障害	2 4
		左	同上	同上	2 5
	下肢	右	欠損障害	同上	2 6
			奇形(変形)障害 (大腿骨又は下 腿骨)		2 7
			短縮障害		2 8
			醜状障害		2 9
		左	欠損障害	機能障害	3 0
			奇形(変形)障害 (大腿骨又は下 腿骨)		3 1
			短縮障害		3 2
			醜状障害		3 3
	足指	右	欠損障害	機能障害	3 4
		左	同上	同上	3 5

備考 1 「耳かく」については、以下「耳介」という。

2 「奇形」障害については、以下「変形」障害という。

(3) 障害の序列 (略) 4 障害等級認定にあたっての原則と準則 (略) (1) 及び (2) (略) (3) (略) イ (略) (イ) 及び (ロ) (略) (ハ) ここにいう「同一の部位」とは、前記 3 の(2)の「同一系列」の範囲内をいう。ただし、異なる系列であったとしても、「欠損」又は「機能の全部そう失」は、その部位における最上位の等級であるので、障害が存する部位に「欠損」又は「機能の全部そう失」という障害が後に加わった場合(たとえば、右下肢の下腿骨に変形の既存障害が存する場合に、その後新たに右下肢を<u>ひざ関節</u>以上で失ったとき)は、それが系列を異にする障害であったとしても、「同一部位」の加重として取り扱うこととする。 ロ及びハ (略) ニ (略) (イ) ～ (ハ) (略) (ホ) 両<u>まぶた</u>の欠損又は運動障害(第9級の4, 第11級の2, 第13級の3) ホ (略)	(3) 障害の序列 (略) 4 障害等級認定にあたっての原則と準則 (略) (1) 及び (2) (略) (3) (略) イ (略) (イ) 及び (ロ) (略) (ハ) ここにいう「同一の部位」とは、前記 3 の(2)の「同一系列」の範囲内をいう。ただし、異なる系列であったとしても、「欠損」又は「機能の全部そう失」は、その部位における最上位の等級であるので、障害が存する部位に「欠損」又は「機能の全部そう失」という障害が後に加わった場合(たとえば、右下肢の下腿骨に変形の既存障害が存する場合に、その後新たに右下肢を<u>膝関節</u>以上で失ったとき)は、それが系列を異にする障害であったとしても、「同一部位」の加重として取り扱うこととする。 ロ及びハ (略) ニ (略) (イ) ～ (ハ) (略) (ホ) 両<u>眼瞼</u>の欠損又は運動障害(第9級の4, 第11級の2, 第13級の3) ホ (略)
---	---

5 障害等級認定の具体的方法(例示解説)

(1) 併合

イ (略)

(イ) (略)

例 ひじ関節の機能に障害を残し(第 12 級の 6)、かつ、4 歯に対し歯科補てつを加えた(第 14 級の 2)場合には、併合して重い方の障害の該当する等級により、併合第 12 級とする。

(ロ) (略)

例 せき柱に運動障害を残し(第 8 級の 2)、かつ、1 下肢を 4 センチメートル短縮した(第 10 級の 7)場合には、併合して重い方の等級を 1 級繰上げ、併合第 7 級とする。

ロ (略)

例 1 上肢を手関節以上で失い(第 5 級の 2)、かつ、他の上肢をひじ関節以上で失った(第 4 級の 4)場合は、併合して等級を繰り上げると第 1 級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第 1 級の 6)の障害の程度に達しないので併合第 2 級とする。

ハ (略)

例 両眼の視力が 0.02 以下になり(第 2 級の 2)、かつ、両手の手指の全部を失った(第 3 級の 5)場合は、併合して等級を繰り上げると第 1 級を超えることとなるが、第 1 級以上の障害等級はあり得ないので併合第 1 級とする。

ニ

5 障害等級認定の具体的方法(例示解説)

(1) 併合

イ (略)

(イ) (略)

例 肘関節の機能に障害を残し(第 12 級の 6)、かつ、4 歯に対し歯科補てつを加えた(第 14 級の 2)場合には、併合して重い方の障害の該当する等級により、第 12 級とする。

(ロ) (略)

例 せき柱に運動障害を残し(第 8 級の 2)、かつ、1 下肢を 4 センチメートル短縮した(第 10 級の 7)場合には、併合して重い方の等級を 1 級繰上げ、第 7 級とする。

ロ (略)

例 1 上肢を腕関節以上で失い(第 5 級の 2)、かつ、他の上肢をひじ関節以上で失った(第 4 級の 4)場合は、併合して等級を繰り上げると第 1 級となるが、当該障害は、「両上肢をひじ関節以上で失ったもの」(第 1 級の 6)の障害の程度に達しないので第 2 級とする。

ハ (略)

例 両眼の視力が 0.02 以下になり(第 2 級の 2)、かつ、両手の手指の全部を失った(第 3 級の 5)場合は、併合して等級を繰り上げると第 1 級を超えることとなるが、第 1 級以上の障害等級はあり得ないので第 1 級とする。

ニ (略)

(イ) 及び (ロ) (略) (ハ) (略) 例 <u>1 上肢に偽関節を残す(第 8 級の 8)</u>とともに、当該箇所にかん固な神経症状を残した(第 12 級の 12)場合は、上位等級である<u>第 8 級の 8</u>をもって当該障害の等級とする。 ホ (略) 例 右手の母指の亡失(第 9 級、給付基礎日額の 391 日分)及び左手の<u>母指の指骨の一部欠損(第 13 級、給付基礎日額の 101 日分)</u>が存する場合には等級を繰上げて第 8 級(給付基礎日額の 503 日分)となるが、第 9 級と第 13 級の障害補償の合算額(給付基礎日額の 492 日分)がこれに満たないので、この場合の障害補償の額は当該合算額(492 日分)となる。 (2) 準用 イ (略) 「嗅覚脱失」および「味覚脱失」については、ともに<u>準用第 12 級の障害</u>として取り扱う。嗅覚脱失等の鼻機能障害、味覚脱失等の口腔障害は、神経障害ではないが、全体としては神経障害に近い障害とみなされているところから、一般の神経障害の等級として定められている第 12 級の 12「局部にかん固な神経症状を残すもの」を準用して等級を認定する。 また、「嗅覚減退」については第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの」を準用して等級を認定する。 ロ 障害の系列は存在するが、該当する障害がない場合 (イ) (略) 例 「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃し」(第 8 級の 6)、かつ、「他の 1 関節の機能に著しい障害を残す」(第 10 級の 9)場合には、等級の繰上げ	(イ) 及び (ロ) (略) (ハ) (略) 例 <u>上腕骨に仮関節を残す(第 7 級の 9)</u>とともに、当該箇所にかん固な神経症状を残した(第 12 級の 12)場合は、上位等級である<u>第 7 級の 9</u>をもって当該障害の等級とする。 ホ (略) 例 右手の母指の亡失(第 9 級、給付基礎日額の 391 日分)及び左手の<u>小指の亡失(第 13 級、給付基礎日額の 101 日分)</u>が存する場合には等級を繰上げて第 8 級(給付基礎日額の 503 日分)となるが、第 9 級と第 13 級の障害補償の合算額(給付基礎日額の 492 日分)がこれに満たないので、この場合の障害補償の額は当該合算額(492 日分)となる。 (2) 準用 イ (略) 「嗅覚脱失」および「味覚脱失」については、ともに<u>第 12 級の障害</u>として取り扱う。嗅覚脱失等の鼻機能障害、味覚脱失等の口腔障害は、神経障害ではないが、全体としては神経障害に近い障害とみなされているところから、一般の神経障害の等級として定められている第 12 級の 12「局部にかん固な神経症状を残すもの」を準用して等級を認定する。 また、「嗅覚減退」については第 14 級の 9「局部に神経症状を残すもの」を準用して等級を認定する。 ロ (略) (イ) (略) 例 「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃し」(第 8 級の 6)、かつ、「他の 1 関節の機能に著しい障害を残す」(第 10 級の 9)場合には、等級の繰上げ
--	--

の方法を用いて<u>準用第 7 級</u>に認定する。 (ロ) (略) a 直近上位の等級に認定したもの 例 <u>1 手の「中指の用を廃し」(第 12 級の 9)、かつ、「小指を失った」(第 12 級の 8 の 2) 場合は、併合の方法を用いると第 11 級となるが、この場合、当該障害の程度は、「1 手の母指以外の 2 の手指の用を廃したもの」(第 10 級の 6) よりも重く、「1 手の母指以外の 2 の手指を失ったもの」(第 9 級の 8) よりも軽いので、準用第 10 級に認定する。</u> b 直近下位の等級に認定したもの 例 1 「<u>上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃し</u>」(第 6 級の 5)、かつ、「他の 1 関節の機能に著しい障害を残す」(第 10 級の 9)場合には、併合の方法を用いると第 5 級となるが、「1 上肢の用を廃した」(第 5 級の 4)障害の程度より軽いので、その直近下位の<u>準用第 6 級に認定する。</u> 2 ー 本来、異系列のものを同一系列のものとして取り扱う場合の例ー 「<u>1 手の 5 の手指を失い</u>」(第 6 級の 7)、かつ、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節(腕関節)の用を廃した」(第 8 級の 6)場合には、併合の方法を用いると第 4 級となるが、「1 上肢を<u>手関節</u>以上で失ったもの」(第 5 級の 2)には達しないので、その直近下位の<u>準用第 6 級に認定する。</u> (3) 加重 イ (略) ロ (略) 例 1 <u>既に右示指の用を廃していた(第 12 級の 9)者が、新たに同一示指を亡失した場合には、現存する身体障害に係る等級は第 11 級の 6 となるが、この場合の障害補償の額は、現存する障害の障害補償の額(第 11 級の</u>	の方法を用いて<u>第 7 級</u>に認定する。 (ロ) (略) a 直近上位の等級に認定したもの 例 <u>1 手において、「母指の用を廃し」(第 10 級の 6)、かつ、「示指を失った」(第 10 級の 5)場合は、併合の方法を用いると第 9 級となるが、この場合、当該障害の程度は、「1 手の母指及び示指の用を廃したもの」(第 8 級の 4)よりも重く、「1 手の母指及び示指を失ったもの」(第 7 級の 6)よりは軽いので第 8 級に認定する。</u> b 直近下位の等級に認定したもの 例 1 「<u>上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃し</u>」(第 6 級の 5)、かつ、「他の 1 関節の機能に著しい障害を残す」(第 10 級の 9)場合には、併合の方法を用いると第 5 級となるが、「1 上肢の用を廃した」(第 5 級の 4)障害の程度より軽いので、その直近下位の<u>第 6 級に認定する。</u> 2 ー 本来、異系列のものを同一系列のものとして取り扱う場合の例ー 「<u>1 手の 5 の手指を失い</u>」(第 6 級の 7)、かつ、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節(腕関節)の用を廃した」(第 8 級の 6)場合には、併合の方法を用いると第 4 級となるが、「1 上肢を<u>腕関節</u>以上で失ったもの」(第 5 級の 2)には達しないので、その直近下位の<u>第 6 級に認定する。</u> (3) 加重 イ (略) ロ (略) 例 1 <u>既に右示指の用を廃していた(第 11 級の 7)者が、新たに同一示指を亡失した場合には、現存する身体障害に係る等級は第 10 級の 5 となるが、この場合の障害補償の額は、現存する障害の障害補償の額(第 10 級の 5、</u>
--	--

6、給付基礎日額の 223 日分)から既存の障害の障害補償の額(第 12 級の 9、給付基礎日額の 156 日分)を差し引いて給付基礎日額の 67 日分となる。

2 既に、1 上肢の手関節の用を廃していた(第 8 級の 6)者が、新たに同一上肢の手関節を亡失した場合には、現存する障害は、第 5 級の 2(年金)となるが、この場合の障害補償の額は、現存する障害の障害補償の額(第 5 級の 2、当該障害の存する期間 1 年につき給付基礎日額の 184 日分)から既存の障害の障害補償の額(第 8 級の 6、給付基礎日額の 503 日分)の 1/25 を差し引いて、当該障害の存する期間 1 年について給付基礎日額の 163.88 日分となる。

ハ (略)

例 既に、1 下肢を 1 センチメートル短縮していた(第 13 級の 8)者が、新たに同一下肢を 3 センチメートル短縮(第 10 級の 7)し、かつ、1 手の小指を失った(第 12 級の 8 の 2)場合の障害補償の額は、同一部位の加重後の障害(第 10 級の 7)と他の部位の障害(第 12 級の 8 の 2)を併合して繰上げた障害補償の額(第 9 級、給付基礎日額の 391 日分)から既存の障害の障害補償の額(第 13 級の 8、給付基礎日額の 101 日分)を差し引いて、給付基礎日額の 290 日分となる。

ニ (略)

例 既に、1 上肢を手関節以上で失っていた(第 5 級の 2)者が、新たに他方の上肢を手関節以上で失った場合は、その新たな障害(第 5 級の 2)のみにより等級の認定を行うことなく、両上肢を手関節以上で失ったもの(第 2 級の 3)として認定する。

(略)

ホ (略)

給付基礎日額の 302 日分)から既存の障害の障害補償の額(第 11 級の 7、給付基礎日額の 223 日分)を差し引いて給付基礎日額の 79 日分となる。

2 既に、1 上肢の腕関節の用を廃していた(第 8 級の 6)者が、新たに同一上肢の腕関節を亡失した場合には、現存する障害は、第 5 級の 2(年金)となるが、この場合の障害補償の額は、現存する障害の障害補償の額(第 5 級の 2、当該障害の存する期間 1 年につき給付基礎日額の 184 日分)から既存の障害の障害補償の額(第 8 級の 6、給付基礎日額の 503 日分)の 1/25 を差し引いて、当該障害の存する期間 1 年について給付基礎日額の 163.88 日分となる。

ハ (略)

例 既に、1 下肢を 1 センチメートル短縮していた(第 13 級の 8)者が、新たに同一下肢を 3 センチメートル短縮(第 10 級の 7)し、かつ、1 手の小指を失った(第 13 級の 4)場合の障害補償の額は、同一部位の加重後の障害(第 10 級の 7)と他の部位の障害(第 13 級の 4)を併合して繰上げた障害補償の額(第 9 級、給付基礎日額の 391 日分)から既存の障害の障害補償の額(第 13 級の 8、給付基礎日額の 101 日分)を差し引いて、給付基礎日額の 290 日分となる。

ニ (略)

例 既に、1 上肢を腕関節以上で失っていた(第 5 級の 2)者が、新たに他方の上肢を腕関節以上で失った場合は、その新たな障害(第 5 級の 2)のみにより等級の認定を行うことなく、両上肢を腕関節以上で失ったもの(第 2 級の 3)として認定する。

(略)

ホ (略)

(イ) (略) 例 「1手の示指を亡失」(第11級の6)していた者が、新たに「同一手の環指を亡失」(第11級の6)した場合、現存する障害は第9級の8となるが、<u>この場合現存する障害の障害補償の額(第9級の8、給付基礎日額の391日分)から既存の障害の障害補償の額(第11級の6、給付基礎日額223日分)を差し引くと、障害補償の額は給付基礎日額の168日分となり、新たな障害(第11級の6、給付基礎日額の223日分)のみが生じたこととした場合の障害補償の額より少ないので、この場合は、第11級の6の障害のみが生じたものとみなして、給付基礎日額の223日分を支給する。</u> (ロ) (略) 例 「1手の中指、環指及び小指の用を廃していた」(第9級の9)者が、新たに「同一手の小指を亡失」(第12級の8の2)した場合であっても、現存する障害は第8級には及ばないので第9級となり、加重の取扱いによれば、<u>障害補償の額は0となるが、新たに障害が生じた小指についてのみ加重の取扱いをして「小指の亡失」の障害補償の額(第12級の8の2、給付基礎日額の156日分)から、既存の「小指の用廃」の障害補償の額(第13級の4、給付基礎日額の101日分)を差し引くと障害補償の額は給付基礎日額の55日分となるので、この場合の障害補償の額は、新たに小指のみに障害が加重されたものとみなして給付基礎日額の55日分を支給する。</u> (以下略)	(イ) (略) 例 「1手の示指を亡失」(第10級の5)していた者が、新たに「同一手の薬指を亡失」(第11級の6)した場合、現存する障害は第9級の8となるが、<u>この場合現存する障害の障害補償の額(第9級の8、給付基礎日額の391日分)から既存の障害の障害補償の額(第10級の5、給付基礎日額の302日分)を差し引くと、障害補償の額は給付基礎日額の79日分となり、新たな障害(第11級の6、給付基礎日額の223日分)のみが生じたこととした場合の障害補償の額より少ないので、この場合は、第11級の6の障害のみが生じたものとみなして、給付基礎日額の223日分を支給する。</u> (ロ) (略) 例 「1手の中指、薬指及び小指の用を廃していた」(第10級の6)者が、新たに「同一手の小指を亡失」(第13級の4)した場合であっても、現存する障害は第9級には及ばないので第10級となり、加重の取扱いによれば、<u>障害補償の額は0となるが、新たに障害が生じた小指についてのみ加重の取扱いをして「小指の亡失」の障害補償の額(第13級の4、給付基礎日額の101日分)から、既存の「小指の用廃」の障害補償の額(第14級の5、給付基礎日額の56日分)を差し引くと障害補償の額は給付基礎日額の45日分となるので、この場合の障害補償の額は、新たに小指のみに障害が加重されたものとみなして給付基礎日額の45日分を支給する。</u> (以下略)
---	--

せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準新旧対照表

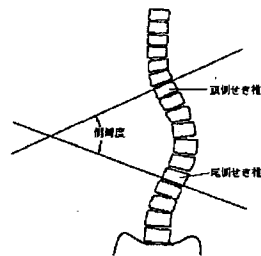
改 正 後	現 行
<u>せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準</u> 第1節 <u>せき柱及びその他の体幹骨</u> 第1 <u>せき柱及びその他の体幹骨の障害と障害等級</u> 1 <u>せき柱及びその他の体幹骨の障害については、障害等級表上、せき柱の障害に関してはその変形障害及び運動障害について、また、その他の体幹骨の障害に関しては鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨、骨盤骨の変形障害について、それぞれ次のとおり等級が定められている。</u> (1) 及び (2) (略) 2 <u>せき柱を形成する頸椎、胸椎及び腰椎並びに鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨（仙骨を含む。）以外の変形については、障害等級表上定めがないので、上記の各部位について定められている器質的障害又は機能的障害に係る等級により認定すること。</u> <u>注 解剖学上、仙骨及び尾骨はせき柱の一部であるとともに、骨盤骨の一部をなしている。</u> <u>ただし、障害等級表上の「せき柱」の障害とは、頸部及び体幹の支持機能ないし保持機能及びその運動機能に着目したものであることから、これらの機能を有していない仙骨及び尾骨については、「せき柱」には含まないものであること。</u> <u>なお、せき柱の運動障害については、腰仙関節の動きを含めて等級を認定すること。</u>	8 <u>せき柱及びその他の体幹骨</u> (1) <u>せき柱及びその他の体幹骨の障害と障害等級</u> イ <u>せき柱及びその他の体幹骨の障害については、障害等級表において次のごとく、せき柱の障害については、その変形障害及び運動障害について、また、その他の体幹骨の損傷による障害については、鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨、骨盤骨の変形障害について等級が定められている。</u> (イ) 及び (ロ) (略) ロ <u>せき柱を形成する諸骨及び鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨及び骨盤骨以外の変形については、障害等級表上定めがないので、当該部位について定められている器質的障害又は機能的障害に係る等級により認定すること。</u>

(削除) 3 <u>せき柱の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添「関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領」(以下「別添」という。)</u>によること。 第2 障害等級認定の基準 1 せき柱の障害 (1) <u>せき柱の障害認定の原則</u> <u>せき柱のうち、頸椎(頸部)と胸腰椎(胸腰部)とでは主たる機能が異なっている(頸椎は主として頭部の支持機能を、また、胸腰椎は主として体幹の支持機能を担っている。)ことから、障害等級の認定に当たっては、原則として頸椎と胸腰椎は異なる部位として取扱い、それぞれの部位ごとに等級を認定すること。</u> (2) 変形障害 ア <u>せき柱の変形障害については、「せき柱に著しい変形を残すもの」、「せき柱に変形を残すもの」に加え、新たに第8級に準ずる障害として取り扱う「せき柱に中程度の変形を残すもの」の3段階で認定すること。</u> イ <u>「せき柱に著しい変形を残すもの」及び「せき柱に中程度の変形を残すもの」は、せき柱の後彎又は側彎の程度等により等級を認定すること。この場合、せき柱の後彎の程度は、せき椎圧迫骨折、脱臼等(以下、「せき椎圧迫骨折等」という。)により前方椎体高が減少した場合に、減少した前方椎体高と当該椎体の後方椎体高の高さを</u>	<u>ハ 障害等級表に掲げていないせき柱及びその他の体幹骨の障害については労災則第14条第4項の規定により、その障害の程度に応じて障害等級表に掲げている他の障害に準じて等級を認定すること。</u> ニ <u>せき柱の運動機能の測定は、別紙2「関節可動域の測定要領」によること。</u> (2) 障害等級認定の基準 イ せき柱の障害 〔新設〕 (イ) 変形障害 〔新設〕
--	---

比較することにより判定すること。また、せき柱の側彎は、コブ法による側彎度で判定すること。

なお、後彎又は側彎が頸椎から胸腰部にまたがって生じている場合には、上記（１）にかかわらず、後彎については、前方椎体高が減少したすべてのせき椎の前方椎体高の減少の程度により、また、側彎については、その全体の角度により判定すること。

注 コブ法とは、下図のとおり、エックス線写真により、せき柱のカーブの頭側及び尾側においてそれぞれ水平面から最も傾いているせき椎を求め、頭側で最も傾いているせき椎の椎体上縁の延長線と尾側で最も傾いているせき椎の椎体の下縁の延長線が交わる角度（側彎度）を測定する方法である。



ウ 「せき柱に著しい変形を残すもの」とは、エックス線写真、CT画像又はMRI画像（以下「エックス線写真等」という。）により、せき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。

（ア）せき椎圧迫骨折等により２個以上の椎体の前方椎体高が著しく減少し、後彎が生じているもの。

この場合、「前方椎体高が著しく減少」したとは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差

a 「せき柱の著しい変形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折又は脱臼等にもとづく強度の亀背・側彎等が認められ衣服を着用していても、その変形が外部からみて明らかにわかる程度のものをいう。

が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さ以上であるものをいうこと。

例 3個の椎体の前方椎体高が減少した場合で、この3個の椎体の後方椎体高の合計が12センチメートル、減少後の前方椎体高の合計が7センチメートルであるときは、両者の差である5センチメートルが、3個の椎体の後方椎体高の1個当たりの高さである4センチメートル以上となっているので、第6級の4に該当する。

(イ) せき椎圧迫骨折等により1個以上の椎体の前方椎体高が減少し、後彎が生ずるとともに、コブ法による側彎度が50度以上となっているもの。

この場合、「前方椎体高が減少」したとは、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの50%以上であるものをいうこと。

例 2個の椎体の前方椎体高が減少した場合で、この2個の椎体の後方椎体高の合計が8センチメートル、減少後の前方椎体高の合計が5.5センチメートルであるときは、両者の差である2.5センチメートルが、2個の椎体の後方椎体高の1個当たりの高さの50%である2センチメートル以上となっているので、コブ法による側彎度が50度以上の側彎を伴うものは、第6級の4に該当する。

エ 「せき柱に中程度の変形を残すもの」とは、エックス線写真等によりせき椎圧迫骨折等を確認することができる場合であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 上記ウの(イ)に該当する後彎が生じているもの

(イ) コブ法による側彎度が 50 度以上であるもの

(ウ) 環椎又は軸椎の変形・固定（環椎と軸椎との固定術が行われた場合を含む。）により、次のいずれかに該当するもの。このうち、a 及び b については、軸椎以下のせき柱を可動させずに（当該被災者にとっての自然な肢位で）、回旋位又は屈曲・伸展位の角度を測定すること。

a 60 度以上の回旋位となっているもの

b 50 度以上の屈曲位又は 60 度以上の伸展位となっているもの

c 側屈位となっており、エックス線写真等により、矯正位の頭蓋底部の両端を結んだ線と軸椎下面との平行線が交わる角度が 30 度以上の斜位となっていることが確認できるもの

注 環椎又は軸椎は、頸椎全体による可動範囲の相当の割合を担っている。そのため、環椎又は軸椎がせき椎圧迫骨折等により変形して固定となり、又は環椎と軸椎との固定術が行われたために、環椎又は軸椎の可動性がほとんど失われると、頸椎全体の可動範囲も大きく制限され、上記に該当する変形・固定となると、「せき柱の運動障害（第 8 級の 2）」にも該当するケースがほとんどである。

なお、環椎又は軸椎が変形・固定していることについては、最大矯正位のエックス線写真等で最もよく確認できる。

オ 「せき柱に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) せき椎圧迫骨折等を残しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの

(イ) せき椎固定術が行われたもの（移植した骨がいずれかのせき椎に吸収されたものを除く。）

(ウ) 3 個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受

b 「せき柱の変形」とは、エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折又は脱臼が認められるもの、せき椎固定術後の運動可能領域の制限が正常可動範囲の 1/2 程度に達しないもの、又は、3 個以上の椎弓切除術を受けたものをいう。

けたもの

(2) 運動障害

〔削除〕

ア エックス線写真等では、せき椎圧迫骨折等又はせき椎固定術が認められず、また、項背腰部軟部組織の器質的変化も認められず、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を認定すること。

イ 「せき柱に著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかにより頸部及び胸腰部が強直したものをいう。

(ア) 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの

(イ) 頸椎及び胸腰椎のそれぞれにせき椎固定術が行われたもの

(ウ) 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの

ウ 「せき柱に運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 次のいずれかにより、頸部又は胸腰部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されたもの

a 頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等を残しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの

b 頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの

c 項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの

(イ) (略)

2 その他の体幹骨の変形障害

(1) 「鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形障害を

(ロ) 運動障害

a せき柱の運動障害は、せき柱を構成する各部分のうち、運動障害の最も高度な部分の運動障害をもって等級を認定すること。

b エックス線写真上では、せき椎骨の融合又は固定等のせき柱強直の所見がなく、また軟部組織の器質的病変の所見もなく、単に、疼痛のために運動障害を残すものは、局部の神経症状として等級を認定すること。

c 「せき柱の著しい運動障害」とは、広範なせき椎圧迫骨折又はせき椎固定術等にもとづくせき柱の強直もしくは背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が正常可動範囲の1/2以上制限されたもの又は常時コルセットの装着を必要とする等著しい荷重障害のあるものをいう。

d 「せき柱の運動障害」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(a) エックス線写真上明らかなせき椎圧迫骨折又は脱臼が認められ、もしくはせき椎固定術等にもとづくせき柱の強直があるか又は背部軟部組織の明らかな器質的変化のため、運動可能領域が正常可動範囲のほぼ1/2程度にまで制限されたもの。

(b) (略)

ロ その他の体幹骨の変形障害

(イ) 「鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残

残すもの」とは、裸体となったとき、変形（欠損を含む）が明らかにわかる程度のものをいう。

したがって、その変形がエックス線写真によって、はじめて発見し得る程度のものは、これに該当しないものであること。

(2) ろく骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろく骨全体を一括して1つの障害として取り扱うこととし、ろく軟骨についても、ろく骨に準じて取り扱うこと。

また、骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除くものと取り扱うこと。

第3 併合、準用、加重、その他

1 併合

せき柱及びその他の体幹骨の障害で次のごとく系列を異にする2以上の障害が存する場合は、労災則第14条第2項及び第3項により併合し等級を認定すること。

ただし、骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮が存する場合は、いずれか上位の等級により認定すること。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(削除)

〔「ただし、」以下をその他に移動〕

すもの」とは、裸体になったとき、変形（欠損を含む）が明らかにわかる程度のものをいう。

したがって、その変形がエックス線写真によって、はじめて発見しうる程度のものは、これに該当しない。

(ロ) ろく骨の変形は、その本数、程度、部位等に関係なく、ろく骨全体を一括して1つの障害として取り扱うこと。

また、ろく軟骨についても、ろく骨に準じて取り扱うこと。

(3) 併合、準用

イ 併合

(イ) せき柱及びその他の体幹骨の障害で次のごとく系列を異にする2以上の障害が存する場合には、労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

ただし、せき柱に変形と運動障害が存する場合及び骨盤骨の変形とこれに伴う下肢の短縮が存する場合は、これらのうち、いずれか上位の等級により認定すること。

a (略)

b (略)

c (略)

(ロ) せき柱の変形又はせき柱の運動障害で、せき髄又は神経の麻痺を伴う場合は労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

ただし、せき髄損傷の場合のごとく重い神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に認定することとし、また、圧迫骨折等によるせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により認定

2 準用

障害等級表上に、その属する系列はあるが、該当する障害がない場合は、次により等級を認定すること。

(1) 併合の方法を用いて準用等級を定めるもの

ア せき柱の頸部と胸腰部のそれぞれに障害がある場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

例 1 頸椎（環軸椎）が 60 度回旋位（準用第 8 級）で、胸腰椎にせき椎固定術が行われた（11 級の 5）場合は、準用第 7 級とする。

2 頸部の可動域が 1/2 以下に制限され、胸腰椎にコブ法による側彎度が 50 度以上の側彎又は準用第 8 級の後彎を残す場合は、併合の方法を用いると第 6 級となるが、第 6 級には達しないので準用第 7 級とする。

3 頸部及び胸腰部の可動域がそれぞれ 1/2 以下に制限された場合についても、併合の方法を用いると第 6 級となるが、第 6 級には達しないので、準用第 7 級とする。

4 頸部の可動域が 1/2 以下に制限され、胸腰部に第 6 級の 4 に該当する後彎を残す場合は、準用第 6 級とする。

なお、頸椎及び胸腰椎にまたがる準用第 8 級の側彎又は後彎を残し、さらに頸部又は胸腰部に第 8 級又は第 11 級の障害を残す場合は、準用第 7 級とする。

また、せき柱の頸部に複数の障害がある場合は、いずれか上位の等級で認定する。胸腰部に複数の障害がある場合も同様とする。

例 腰椎に圧迫骨折による変形を残す（第 11 級の 5）とともに腰部の可動域が参考可動域角度の 1/2 以下に制限された（第 8 級

すること。

ロ 準用

(イ) 荷重機能の障害については、装具（コルセット等）を用いても起居に困難を感じず程度の荷重機能障害が存するものは、第 6 級の 4 として取扱い、その程度には至らないが、常に装具を必要とする程度の荷重障害が存するものは、第 8 級の 2 として取扱うこと。

〔(2) に移動し、内容改正〕

(ロ) その他の体幹骨の 2 以上の骨にそれぞれ著しい変形が存する場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

例 鎖骨及び肩こう骨の著しい変形障害が存する場合は、第 11 級に認定する。

〔(1) のイに移動〕

の2) 場合は、第8級の2とする。

イ その他の体幹骨の2以上の骨にそれぞれ著しい変形が存する場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

例 鎖骨及び肩こう骨に著しい変形を残すものは、準用第11級とする。

〔(ロ) より移動〕

(2) 他の障害の等級を準用するもの

荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのために頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第6級、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第8級に準ずる運動障害としてそれぞれ取り扱うこと。

注 荷重機能の障害の原因が明らかに認められる場合とは、せき椎圧迫骨折・脱臼、せき柱を支える筋肉の麻痺又は項背腰部軟部組織の明らかな器質的変化が存し、それらがエックス線写真等により確認できる場合をいうものであること。

〔(イ) より移動し、内容改正〕

3 加重

せき柱について障害の程度を加重した場合は、その限度で障害補償を行うこと。

例 胸腰椎にせき椎圧迫骨折を残していた（第11級の5）者が、さらに頸椎のせき椎固定術を行った（第11級の5）もの

4 その他

せき髄損傷による神経系統の障害を伴うせき柱の障害については、神経系統の障害として総合的に認定することとし、また、圧迫骨折等によ

るせき柱の変形に伴う受傷部位の疼痛については、そのいずれか上位の等級により認定すること。

〔併合の項より移動〕

第2節 上肢（上肢及び手指）

第1 上肢及び手指の障害と障害等級

1 上肢及び手指の障害については、障害等級表上、上肢の障害として欠損障害、機能障害及び変形障害について、また、手指の障害として欠損障害及び機能障害について、それぞれ次のとおり等級が定められている。

（1）上肢の障害

（略）

（2）手指の障害

ア 欠損障害

（略）

1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの

第6級の7

1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの

第7級の6

1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの

第8級の3

1 手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの

第9級の8

（削除）

1 手の示指、中指又は環指を失ったもの

第11級の6

1 手の小指を失ったもの

第12級の8の2

9 上肢（上肢及び手指）

（1）上肢及び手指の障害と障害等級

イ 上肢及び手指の障害については、障害等級表上、次のごとく、上肢の障害として欠損障害、機能障害及び変形障害について、また、手指の障害として欠損障害及び機能障害について等級を定めている。

（イ）上肢の障害

（略）

（ロ）手指の障害

ア 欠損障害

（略）

1 手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの

第6級の7

1 手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの

第7級の6

1 手の母指を含み2の手指を失ったもの

第8級の3

1 手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの

第9級の8

1 手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの

第10級の5

1 手の中指又は薬指を失ったもの

第11級の6

1 手の小指を失ったもの

第13級の4

(略) 〔削除〕 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 第 14 級の 6 イ 機能障害 (略) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したもの 第 7 級の 7 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したもの 第 8 級の 4 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したもの 第 9 級の 9 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したもの 第 10 級の 6 (削除) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 第 12 級の 9 (削除) 1 手の小指の用を廃したもの 第 13 級の 4 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 第 14 級の 7 2 (略)	(略) <u>1 手の示指の指骨の一部を失ったもの</u> 第 13 級の 6 1 手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 第 14 級の 6 b 機能障害 (略) 1 手の 5 の手指又は母指及び示指を含み 4 の手指の用を廃したもの 第 7 級の 7 1 手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み 3 以上の手指の用を廃したもの 第 8 級の 4 1 手の母指を含み 2 の手指の用を廃したもの 第 9 級の 9 1 手の母指の用を廃したもの、示指を含み 2 の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の 3 の手指の用を廃したもの 第 10 級の 6 <u>1 手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の 2 の手指の用を廃したもの</u> 第 11 級の 7 1 手の中指又は薬指の用を廃したもの 第 12 級の 9 <u>1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</u> 第 13 級の 7 1 手の小指の用を廃したもの 第 14 級の 5 1 手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 第 14 級の 7 ロ (略)
--	--

3 上肢及び手指の<u>運動機能の評価及び測定</u>については、<u>以下によるほか、別添によること。</u> 第2 障害等級認定の基準 1 上肢の障害 (1) 欠損障害 ア 「上肢をひじ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する<u>ものをいう。</u> (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) イ 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する<u>ものをいう。</u> (ア) ひじ関節と手関節の間において<u>上肢を切断したもの</u> (イ) <u>手関節において、橈骨及び尺骨と手根骨とを離断したもの</u> (2) 機能障害 ア 「上肢の用を廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び手関節）の<u>すべてが強直し、かつ、手指の全部の用を廃したもの</u>をいう。 上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。 イ 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する<u>ものをいう。</u> (ア) 関節が強直したもの <u>ただし、肩関節にあっては、肩甲上腕関節がゆ合し骨性强直していることがエックス線写真により確認できるものを含む。</u> 注 <u>肩関節は、肩甲上腕関節が強直しても、肩甲骨が胸郭の上を動くことによりある程度屈曲又は外転が可能であるため、別添に基づく</u>	ハ 上肢及び手指の機能測定は、別紙2「<u>関節可動域の測定要領</u>」によること。 (2) 障害等級認定の基準 イ 上肢の障害 (イ) 欠損障害 a 「上肢をひじ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 (a) (略) (b) (略) (c) (略) b 「上肢を腕関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 (a) ひじ関節と腕関節との間で<u>切断したもの</u> (b) <u>腕関節において、橈骨及び尺骨と手根骨とを離断したもの</u> (ロ) 機能障害 a 「上肢の用を全廃したもの」とは、3大関節（肩関節、ひじ関節及び腕関節）の<u>完全強直又はこれに近い状態及び手指の全部の用を廃したもの</u>をいう。 また、上腕神経叢の完全麻痺もこれに含まれる。 b 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する<u>場合をいう。</u> (a) <u>関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの</u> 【全面改正】
--	--

肩関節の可動域の測定結果にかかわらず、上記のとおり取り扱うものであること。

(イ) 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの

「これに近い状態」とは、他動では可動するものの、自動運動では関節の可動域が健側の可動域角度の10%程度以下となったものをいう。この場合の「10%程度以下」とは、別添の第1の2の(1)の「関節の強直」の場合と同様に判断すること。

(ウ) 人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節のうち、その可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの

ウ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの

(イ) 人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節のうち、上記イの(ウ)以外のもの

エ 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の可動域が健側の可動域角度の3/4以下に制限されているものをいう。

(b) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの

c 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可動域の1/2以下に制限されているものをいう。

【全面改正】

d 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可動域の3/4以下に制限されているものをいう。

e 動揺関節の取扱い

上肢の「動揺関節」については、それが他動的なものであると、自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によってその等級を認定すること。

(a) 労働に支障があり、常時固定装具の装着を必要とする程度のものは、「著しい障害を残すもの」とする。

(b) 労働の多少の支障はあっても、固定装具の装着を常時必要としない

(3) 変形障害

ア 「偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。

(ア) 上腕骨の骨幹部又は骨幹端部（以下「骨幹部等」という。）に
ゆ合不全を残すもの

(イ) 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもの

イ 「偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 上腕骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記アの（ア）
以外のもの

(イ) 橈骨及び尺骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上
記アの（イ）以外のもの

(ウ) 橈骨又は尺骨のいずれか一方の骨幹部等にゆ合不全を残すも
ので、時々硬性補装具を必要とするもの

注 偽関節とは、一般に、骨折等による骨片間のゆ合機転が
止まって異常可動を示すものをいう。

しかしながら、近年においては、例えば、回内・回外運
動の改善や手関節の安定を図るため、尺骨の一部を切り離
し、尺骨の遠位端を橈骨に固定したり、切離した骨を尺骨
の遠位端及び橈骨に固定する「カバンジー法」と呼ばれる
手術が行われており、これらについても、従来の認定基準

程度のもは、単なる「障害を残すもの」とする。

【「準用」のアの（イ）に移動】

f 習慣性脱臼の取扱い

習慣性脱臼（先天性を除く。）は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

【「準用」のアの（ウ）に移動】

(ハ) 変形障害

a 「上肢に仮（偽）関節を残し著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(a) 上腕骨に仮（偽）関節（以下「偽関節」という。）を残すもの

(b) 橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残すもの

b 「1上肢に仮（偽）関節を残すもの」とは、橈骨若しくは尺骨のい
ずれか一方に偽関節を残すものをいう。

では、障害の改善を図る手術であるにもかかわらず、手術後は、より重度の障害である「偽関節を残すもの」に該当するものとなっていた。このため、本認定基準においては、カパンジー法による尺骨の一部離断を含め、骨片間のゆ合機転が止まって異常可動を示す状態を「ゆ合不全」とした上で、長管骨の保持性や支持性への影響の程度に応じて等級を認定することとしたものである。

ウ 上肢の「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

なお、同一の長管骨に以下の（ア）から（カ）の障害を複数残す場合でも、第12級の8と認定すること。

（ア）次のいずれかに該当する場合であって、外部から想見できる程度（15度以上屈曲して不正ゆ合したもの）以上のもの

a 上腕骨に変形を残すもの

b 橈骨及び尺骨の両方に変形を残すもの（ただし、橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であっても、その程度が著しいものはこれに該当する。）

（イ）上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部にゆ合不全を残すもの

（ウ）橈骨又は尺骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、硬性補装具を必要としないもの

（エ）上腕骨、橈骨又は尺骨の骨端部のほとんどを欠損したもの

（オ）上腕骨（骨端部を除く）の直径が2/3以下に、又は橈骨若しくは尺骨（それぞれの骨端部を除く）の直径が1/2以下に減少したもの

（カ）上腕骨が50度以上外旋又は内旋変形ゆ合しているもの

この場合、50度以上回旋変形ゆ合していることは、次のいずれにも

c 上肢における「長管骨に奇（変）形を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合であって、外部から想見できる程度（165度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じたとしても、長管骨の変形としては取り扱わないこと。

（a）上腕骨に変形を残すもの

（b）橈骨及び尺骨の両方に変形を残すもの（ただし、橈骨又は尺骨のいずれか一方のみの変形であって、その程度が著しい場合は、これに該当する。）

該当することを確認することによって判定すること。

a 外旋変形ゆ合にあっては肩関節の内旋が 50 度を超えて可動できないこと、また、内旋変形ゆ合にあっては肩関節の外旋が 10 度を超えて可動できないこと

b エックス線写真等により、上腕骨骨幹部の骨折部に回旋変形ゆ合が明らかに認められること

注 上腕骨に一定以上の回旋変形ゆ合が存する場合には、自然肢位からひじ関節 90 度で、正面から両上肢（両上腕骨の全長）を撮影したエックス線写真等により、左右の上腕骨の骨頭及び頸部が異なる形状となっていることが確認できる。

なお、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないこと。

2 手指の障害

(1) 欠損障害

ア 「手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったもの」(障害等級表の備考第2号)とされており、具体的には、次の場合がこれに該当するものであること。

(ア) 手指を中手骨又は基節骨で切断したもの

(イ) 近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）において、基節骨と中節骨とを離断したもの

イ 「指骨の一部を失ったもの」とは、1 指骨の一部を失っている（遊離骨片の状態を含む）ことがエックス線写真等により確認できるものをいう（後記（2）のアに該当するものを除く。）。

ロ 手指の障害

(イ) 欠損障害

a 「指を失ったもの」とは、母指にあっては指節間関節、その他の指にあっては、近位指節間関節以上を失ったものをいい、次の場合がこれに該当する。

(a) 指を中手骨又は基節骨で切断した場合

(b) 近位指節間関節（母指にあっては、指節間関節）において、基節骨と中節骨とを離断した場合

b 「指骨の一部を失ったもの」とは、1 指骨の一部を失っていることがエックス線写真によって明らかであるもの及び遊離骨片が認められるものをいう。

ただし、その程度が手指の末節骨の長さの 1/2 以上を失った場合は、

(2) 機能障害 ア 「<u>手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すもの</u>」（障害等級表の備考第3号）とされており、<u>具体的には、次の場合がこれに該当するものであること。</u> (ア) <u>手指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの</u> (イ) <u>中手指節関節又は近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの</u> (ウ) <u>母指については、橈側外転又は掌側外転のいずれかが健側の1/2以下に制限されているものも、「著しい運動障害を残すもの」に準じて取り扱うこと。</u> (エ) <u>手指の末節の指腹部及び側部の深部感覚及び表在感覚が完全に脱失したものも、「手指の用を廃したもの」に準じて取り扱うこと。</u> <u>このことは、医学的に当該部位を支配する感覚神経が断裂し得ると判断される外傷を負った事実を確認するとともに、筋電計を用いた感覚神経伝導速度検査を行い、感覚神経活動電位（SNAP）が検出されないことを確認することによって認定すること。</u> <u>注 感覚の完全脱失とは、表在感覚のみならず深部感覚をも消失したものをいう。</u> <u>表在感覚のみならず、深部感覚をも完全に脱失するのは、外傷により感覚神経が断裂した場合に限られる。</u> イ 「<u>遠位指節間関節を屈伸することができないもの</u>」とは、次のい	<u>後述（ロ）のとおり手指の用を廃したものとする。</u> (ロ) 機能障害 a 「<u>手指の用を廃したもの</u>」とは、次の場合をいう。 (a) <u>指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの</u> (b) <u>中手骨節関節又は近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害（運動可能領域が健側の運動可動域の1/2以下に制限される場合）が存するもの</u> 〔新設〕 b 「<u>末関節を屈伸することができないもの</u>」とは、次の場合をいう。
---	--

れかに該当するものをいう。

(ア) 遠位指節間関節が強直したもの

(イ) 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸ができないもの又はこれに近い状態にあるもの

【削除】

第3 併合、準用、加重、その他

1 併合

(1) 系列を異にする障害が2以上ある場合には、労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

例1 右上肢を手関節以上で失い（第5級の2）、かつ、左上肢の1関節の用を廃した（第8級の6）場合には、併合第3級とする。

【イの（イ）のaの例から移動】

2 右手の示指を失い（第11級の6）、かつ、左手の示指を失った（第11級の6）場合は、併合第10級とする。

【イの（ロ）のaの例から移動】

ただし、併合した結果序列を乱すこととなる場合は、直近上位又は直近下位の等級で認定すること。

例 1上肢を手関節以上で失い（第5級の2）、かつ、同一上肢の上腕骨に第7級の9のゆ合不全を残した場合には、併合すると第3級となるが、ひじ関節以上の亡失（第4級の4）には達しないので、併合第5級とする。

このように、同一上肢に手関節以上又はひじ関節以上の亡失（第5級の2又は第4級の4）と長管骨の変形障害を残す場合は、変形

(a) 遠位指節間関節が完全強直又はこれに近い状態にあるもの

(b) 屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動的屈伸が不能となったもの。

c 母指の中手指節関節の運動（母指の対立及び指間の離開）制限については、指節間関節の運動障害と同様に取り扱うこと。

(3) 併合、準用、加重、その他

イ 併合【「併合」の項を全面改正】

次に掲げる場合においては、労災則第14条第2項及び第3項により、併合して等級を認定すること。

(イ) 上肢の障害

a 1上肢の器質的障害と他の上肢の機能障害

1上肢の器質的障害と、他の上肢の機能障害が存する場合は、まず、各上肢ごとに等級を定め、次にこれらを併合して等級を認定すること。

例 右上肢を腕関節から失い（第5級の2）、左上肢の1関節の用を廃した（第8級の6）場合には、これらを併合して第3級とする。

b 両上肢の機能障害（両上肢の全廃を除く。）も、前記aと同様にまず1上肢ごとに等級を定め、次にこれらを併合して等級を認定すること。

例 1上肢の全廃（第5級の4）と他の上肢の1関節の著しい機能障害（第10級の9）を残す場合には、これらを併合して第4級とする。

c 同一上肢の関節の機能障害と長管骨の変形

同一上肢に関節の機能障害と長管骨の変形又は偽関節が存する場合にはこれらを併合して等級を認定すること。

例 同一上肢に腕関節の単なる機能障害（第12級の6）と

<u>障害の程度にかかわらず、前者については併合第 5 級、後者については併合第 4 級となるものであること。</u> <u>(2) 次の場合には、併合によることなく、それぞれに示すところにより等級を定めること。</u> <u>ア 組合せ等級が定められている場合</u> <u>例 左右の上肢の用をともに全廃した場合、右上肢の用を全廃したもの（第 5 級の 4）と左上肢の用を全廃したもの（同前）とを併合するのではなく、障害等級表に定められた「両上肢の用を全廃したもの」（第 1 級の 7）とする。</u> <u>イ 通常派生する関係にある場合</u> 例 1 橈骨の遠位骨端部のゆ合不全又は欠損（第 12 級の 8）と手関節の著しい機能障害（第 10 級の 9）を残す場合には、上位の等級である第 10 級の 9 と認定する。 2 上腕骨若しくは橈骨及び尺骨の骨折部にゆ合不全又は変形を残すとともに、その部位に疼痛を残す場合には、いずれか上位の等級によることとなる。 【「その他」より移動】 2 準用 <u>障害等級表上に、その属する系列はあるが、該当する障害がない場合は、次により等級を認定すること。</u> <u>(1) 併合の方法を用いて準用等級を定めるもの</u> <u>次の場合には、労災則第 14 条第 4 項により、併合の方法を用いて準用</u>	上腕骨の変形（第 12 級の 8）が存する場合には第 11 級とする。 (ロ) 手指の障害 a 1 手の指の欠損障害と他の指の欠損障害 1 手の指の欠損障害と他の指の欠損障害が存する（両手の手指全部を失ったものを除く。）場合には、それぞれの手ごとに等級を定め、これらを併合して等級を認定すること。 例 右手の示指の亡失（第 10 級の 5）と左手の示指の亡失（第 10 級の 5）の場合は、これらを併合して第 9 級とする。 b 1 手の指の機能障害と他の手の指の機能障害 1 手の指の機能障害と他の手の指の機能障害（両手の指の全廃を除く。）についても、上記 a の欠損障害の場合と同様に併合して等級を認定すること。 c 1 手の指の欠損障害と他の手の指の機能障害 1 手の指の欠損障害と他の手の指の機能障害が存する場合には、それぞれの手ごとに等級を定め、これらを併合して等級を認定すること。 例 右手の 5 の手指の亡失（第 6 級の 7）と左手の 5 の手指の用廃（第 7 級の 7）の場合には、これらを併合して第 4 級とする。 ロ 準用【準用の項を全面改正】 <u>次に掲げる場合においては、労災則第 14 条第 4 項の規定により、併合の方法を用いて、準用等級を定めることとなるが、その結果、等級の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって認定すること。</u>
---	---

等級を定めること。

例 1 上肢の上腕骨に第7級の9のゆ合不全を残し、かつ、同一上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した（第12級の8）場合は、準用第6級とする。

また、1上肢の機能障害と同一上肢の手指の欠損又は機能障害を残す場合、これらはみなし系列であるので、上肢、手指それぞれ別個に等級を定め、さらにこれらを併合の方法を用いて準用等級を定めること。

例1 1上肢の手関節の機能に障害を残す（第12級の6）とともに、同一上肢の母指の用を廃し（第10級の6）、かつ、中指を亡失した（第11級の6）場合は、手指について併合の方法を用いて準用第9級を定め、さらに、これと手関節の機能障害とについて併合の方法を用いて準用第8級と認定する。

ただし、併合の方法を用いた結果序列を乱すこととなる場合は、直近上位又は直近下位の等級に認定すること。

ア 直近下位の等級に認定するもの

例 1 上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し（第6級の5）、かつ、同一上肢の母指及び示指の用を廃した（第9級の9）場合は、併合の方法を用いると第5級となるが、1上肢の用を全廃したものの（第5級の4）には達しないので、準用第6級とする。

イ 直近上位の等級に認定するもの

例 1 手の小指を亡失し（第12級の8の2）、かつ、同一手の環指の用を廃した（第12級の9）場合は、併合の方法を用いると第11級となるが、1手の母指以外の2の手指の用を廃したものの（第10級の6）よりは重く、1手の母指以外の2の手指を失ったも

（イ） 上肢の障害

a 同一上肢に2以上の器質的障害が存する場合

例 1 上肢の上腕骨に偽関節を残し（第7級の9）、同上肢の橈骨及び尺骨に変形を残した（第12級の8）場合は、第6級とする。

b 同一上肢に欠損障害と機能障害が存する場合

例 1 上肢を腕関節以上で失い（第5級の2）、肩関節及びひじ関節の用を廃した（第6級の5）場合は、これらを併合すれば、第3級となるが、1上肢をひじ関節以上で失ったもの（第4級の4）には達しないので、第5級とする。

ただし、腕関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害が存する場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については第5級、後者については第4級とすること。

例 1 上肢をひじ関節以上で失い（第4級の4）、肩関節の用を廃した（第8級の6）場合は、第4級とする。

c 同一上肢の3大関節に機能障害が存する場合（用廃を除く。）

例1 1上肢の腕関節以上に単なる機能障害が存し（第12級の6）、同上肢のひじ関節に著しい機能障害が存している（第10級の9）の場合は、第9級とする。

2 1上肢の肩関節及びひじ関節の用を廃し（第6級の5）、同上肢の腕関節に著しい機能障害が存している

の（第9級の8）には達しないので、準用第10級とする。

ウ 3大関節のすべてに同一の機能障害を残す場合の取扱い

1 上肢の3大関節の全ての関節の機能に著しい障害を残すものは第8級、1上肢のすべての関節の機能に障害を残すものは第10級に準ずる障害としてそれぞれ取り扱うこと。

エ 手関節又はひじ関節以上で亡失した場合の取扱い

手関節以上の亡失又はひじ関節以上の亡失と関節の機能障害を残す場合は、機能障害の程度に関係なく、前者については準用第5級、後者については準用第4級と取り扱うこと。

例1 1上肢を手関節以上で失い（第5級の2）、かつ、同一上肢の肩関節の用を廃した（第8級の6）場合は、準用第5級とする。

2 1上肢をひじ関節以上で失い（第4級の4）、かつ、同一上肢の肩関節の用を廃した（第8級の8）場合は、準用第4級とする。

〔（イ）のbから移動し、一部改正、例を新設〕

（2）他の障害の等級を準用するもの

ア 前腕の回内・回外については、その可動域が健側の1/4以下に制限されているものを第10級、1/2以下に制限されているものを第12級に準ずる関節の機能障害としてそれぞれ取り扱うこと。

なお、回内・回外の可動域制限と同一上肢の関節の機能障害を残す場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。ただし、手関節部又はひじ関節部の骨折等により、手関節又はひじ関節の機能障害と回内・回外の可動域制限を残す場合は、いずれか上位の等級で認定すること。

注 手関節部の骨折等の場合には手関節と回内・回外が、ひじ関節部の骨折等の場合にはひじ関節と回内・回外に障害を残すことが一般的である。

（第10級の9）場合は、これらを併合すれば、第5級となるが、1上肢の用を廃したもの（第5級の4）には達しないので、第6級とする。

なお、1上肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残すものは第8級に、また、1上肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残すものは、第10級に準ずる障害として取り扱うこと。

d 1上肢の3大関節の機能障害と同一上肢の手指の欠損障害又は機能障害が存する場合

例1 1上肢の腕関節に単なる機能障害が存し（第12級の6）、同一上肢の母指の用を廃した（第10級の6）場合は、第9級とする。

2 1上肢の肩関節及びひじ関節の用廃（第6級の5）と、同一上肢の母指及び示指の欠損（第7級の6）とが存する場合は、これらを併合すれば、第4級となるが、1上肢の全廃（第5級の4）には達しないので、第6級とする。

（ロ）手指の障害

例 1手の小指の亡失（第13級の4）と同一手の母指の用廃（第10級の6）が存する場合は、第9級とする。

イ 上肢の動揺関節については、それが他動的なものであると、自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によってその等級を認定すること。

a 常に硬性補装具を必要とするものは、第 10 級に準ずる関節の機能障害として扱う。

b 時々硬性補装具を必要とするものは、第 12 級に準ずる関節の関節の機能障害として扱う。

ウ 習慣性脱臼は、第 12 級に準ずる関節の機能障害として扱うこと。

3 加重

(1) 次に掲げる場合においては、障害の程度を加重した限度で障害補償を行うこと。

ア 上肢に障害を残す者が、同一系列内において新たな障害を残した場合

例 1 1 上肢を手関節以上で失っていた者が、さらに同一上肢をひじ関節以上で失った場合

2 1 上肢の手関節の機能に障害を残す者が、さらに当該手関節の機能に著しい障害を残した場合

3 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を残す者が、さらに同一上肢の上腕骨に偽関節を残した場合

イ 上肢に障害を残す者が、既存の障害の部位以上を失った場合（上記アに該当する場合を除く。）

例 1 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を残す者が、さらに同一上肢を

ハ 加重【「加重」の項を全面改正】

(イ) 次に掲げる場合においては、労災則第 14 条第 5 項により加重として扱うこと。

a 上肢の障害

(a) 上肢に障害が存していたものが、同一系列内において、さらに障害を加重した場合

例 1 1 上肢を手関節又はひじ関節以上で失っていた者が、さらに同一上肢をひじ関節又は肩関節以上で失った場合

2 1 上肢の腕関節に単なる機能障害又はひじ関節の用廃が存していた者が、さらに腕関節の著しい機能障害又は腕関節とひじ関節の用廃を存した場合

3 1 上肢の橈骨及び尺骨に変形を存していた者が、さらに同一上肢の上腕骨に偽関節を存した場合

(b) 上肢に障害が存していた者が、さらに既存の障害の部位以上を失った場合（上記（a）に該当する場合を除く。）

ひじ関節以上で失った場合

- 2 1手の手指を失い又はその機能に障害を残す者が、さらに同一上肢を手関節以上で失った場合

ウ 1手の手指に障害を残す者が、さらに同手指又は同一手の他の手指に新たな障害を残した場合

例1 1手の小指の用を廃した者が、さらに同一手の中指の用を廃した場合

- 2 1手の母指の指骨の一部を失っていた者が、さらに同指を失った場合

エ 左右両上肢（両手指を含む。）の組合せ等級に該当する場合

1上肢に障害を残す者が、新たに他の上肢に障害を残したとき、又は同一上肢（手指を含む。）に新たな障害を残すとともに他の上肢にも障害を残した結果、次に掲げる組合せ等級に該当するに至ったときの障害補償の額についても、加重として取り扱うこと。

- (ア) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの（第1級の6）
- (イ) 両上肢を手関節以上で失ったもの（第2級の3）
- (ウ) 両上肢の用を全廃したもの（第1級の7）
- (エ) 両手指の全部を失ったもの（第3級の5）
- (オ) 両手指の全部の用を廃したもの（第4級の6）

〔「その他」より移動し、一部改正〕

(2) 手指の障害のうち、加重後の障害の該当する障害等級に応ずる障害補償の額（日数）から、既存の障害の該当する障害等級に応ずる障害補償の額（日数）を差し引いた額（日数）が、新たな障害のみを残した場合の障害補償（日数）を下回る場合には、新たな障害のみを残したものとみなして取り扱うこと。

例1 1手の示指及び中指を亡失していた（第9級の8、給付

例1 1上肢の橈骨及び尺骨に変形を存していた者が、さらに同一上肢をひじ関節以上で失った場合

- 2 1手の手指の欠損又は機能障害を存していた者が、さらに同一上肢を腕関節以上で失った場合

b 手指の障害

1手の手指に障害が存していた者が、さらに同一手の同指又は他指に障害を加重した場合

例1 1手の小指の用を廃していた者が、さらに同一手の中指の用を廃した場合

- 2 1手の母指の指骨の一部を失っていた者が、さらに同指を失った場合

(ロ) 手指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、労災則第14条第5項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うこと（第1の4の（3）のホ参照）。

a 1手の手指に障害を存していた者が、同一手の他指に新たな障害を加重した場合で、労災則第14条第5項により算定した障害補償の額（日数）が、他指に新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補

<u>基礎日額の 391 日分）者が新たに環指を失った場合、加重後の障害は第 8 級の 3（給付基礎日額の 503 日分）に該当するが、第 8 級の 3 の障害補償の額（503 日分）から第 9 級の 8 の障害補償の額（391 日分）を差し引いた額（日数）は、環指のみを失った場合の障害補償の額（第 11 級の 6、223 日分）を下回るので、障害補償の額は、環指のみを失ったものとみなして算定する。</u> <u>2 1 上肢の手関節及びひじ関節の用を廃していた（第 6 級の 5）が、新たに中指の指骨の一部を失った場合、加重後の障害は準用第 6 級で、加重前と同等級であるから、障害補償の額は、新たな障害のみを残したものとみなして算定する。</u> 4 その他	<u>償の額（日数）より少ないとき</u> b <u>1 手の複数の手指に障害が存する者が、新たにその一部の手指について障害を加重した場合で、労災則第 14 条第 5 項により算定した障害補償の額（日数）が、その一部の手指に新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（日数）より少ないとき</u> <u>ただし、加重後の等級が第 7 級以上（年金）に該当し、新たに加わった障害が単独で生じたこととした場合の等級が第 8 級以下（一時金）に該当するとき（既存の障害の該当する等級が同等級であるときを除く。）の障害補償の額は、労災則第 14 条第 5 項によること。</u> 【例を新設】 ニ その他 (イ) 上腕骨又は前腕骨（橈骨、尺骨）の骨折によって骨折部に偽関節又は変形が存するとともにその部位に疼痛（第 12 級相当）が存する場合には、いずれか上位の等級によること。 【併合のアの（ウ）に移動】 (ロ) 左右両上肢（両手指を含む。）の組合せ等級の取扱い 1 上肢に障害を存していた者が、新たに他の上肢に障害を残したとき、又は同一上肢（手指を含む。）の障害の程度を加重するとともに他の上肢にも障害を残した結果、現存する障害が次の 5 種類のうちのいずれかに該当するときの障害補償の額は、加重の場合に準じて算定すること。 a 両上肢をひじ関節以上で失ったもの（第 1 級の 6） b 両上肢を腕関節以上で失ったもの（第 2 級の 3） c 両上肢の用を全廃したもの（第 1 級の 7） d 両手指の全部を失ったもの（第 3 級の 5）
--	--

(1) 母指延長術（血管、神経付遊離植皮を伴う造母指術を含む）を行った場合にあっては、術後の母指は切断時に比べて延長されることとなるが、その後遺障害については、原則として「1手の母指を失ったもの」（第9級の8）として取り扱うこと。 ただし、術後の母指の延長の程度が、健側母指と比べて明らかに指節間関節を超えていると認められる場合には、「1手の母指の用を廃したもの」（第10級の6）とすること。 (2) 手指又は足指の移植により母指の機能再建化手術を行った場合にあっては、術後の母指に残存する機能障害と当該手術により失うこととなった手又は足の指の欠損障害とを同時に生じた障害とみなし、準用又は併合の方法により障害等級を認定すること。 第3節 下肢（下肢及び足指） 第1 下肢及び足指の障害と障害等級 1 下肢及び足指の障害については、障害等級表上、下肢の障害として欠損障害、機能障害、変形障害及び短縮障害について、また、足指の障害として欠損障害及び機能障害について、それぞれ次のとおり等級が定められている。 (1) 及び (2) (略) 2 (略) 3 下肢及び足指の運動機能の評価及び測定については、以下によるほか、別添によること。	e 両手指の全部の用を廃したもの（第4級の6） 【加重のアのア（エ）の例2に移動】 (ハ) 母指の造指術を行った場合にあっては、当該母指の機能障害と造指術により失った指（示指又は薬指、母趾等）の器質的障害を同一災害により生じた障害として取り扱い、これらを併合して等級を認定し、又は準用等級を定めること。 10 下肢（下肢及び足指） (1) 下肢及び足指の障害と障害等級 イ 下肢及び足指の障害については、障害等級表上、次のごとく、下肢の障害として欠損障害、機能障害、変形障害及び短縮障害について、また、足指の障害として欠損障害及び機能障害について等級を定めている。 (イ) 及び (ロ) (略) ロ (略) ハ 下肢及び足指の機能測定は、別紙2「関節可動域の測定要領」によること。
---	---

第2 障害等級認定の基準 1 下肢の障害 (1) 欠損障害 ア 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。 (ア) (略) (イ) 股関節とひざ関節との間において切断したもの (ウ) (略) イ 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。 (ア) ひざ関節と足関節との間において切断したもの (イ) 足関節において、<u>脛骨及び腓骨</u>と距骨とを離断したもの ウ 「リスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。 (ア) 足根骨（踵骨、距骨、舟状骨、<u>立方骨</u>及び3個の楔状骨からなる。）において切断したもの (イ) <u>リスフラン関節</u>において中足骨と足根骨とを離断したもの (2) 機能障害 ア 「下肢の用を全廃したもの」とは、<u>3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）のすべてが強直したもの</u>をいう。 <u>なお、3大関節が強直したことに加え、足指全部が強直したものもこれに含まれる。</u> イ 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。	(2) 障害等級認定の基準 イ 下肢の障害 (イ) 欠損障害 a 「下肢をひざ関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 (a) (略) (b) 股関節とひざ関節との間 <u>（大腿部）</u>において切断したもの (c) (略) b 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 (a) ひざ関節と足関節との間 <u>（下腿部）</u>において切断したもの (b) 足関節において、<u>下腿骨</u>と距骨とを離断したもの c 「リスフラン関節以上で失ったもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 (a) 足根骨（踵骨、距骨、舟状骨及び3個の楔状骨からなる。）において切断したもの (b) 中足骨と足根骨とを離断したもの (ロ) 機能障害 a 「下肢の用を廃したもの」とは、<u>次のいずれかに該当する場合をいう。</u> <u>(a) 3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）及び足指全部の完全強直又はこれに近い状態にあるもの</u> <u>(b) 3大関節のすべての完全強直又はこれに近い状態にあるもの</u> b 下肢の「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
---	---

(ア) 関節が強直したもの

(イ) 関節の完全弛緩性麻痺又はこれに近い状態にあるもの

なお、「これに近い状態」については、上肢と同様であること。

(ウ) 人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節のうち、その可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの

ウ 「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 関節の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの

(イ) 人工関節・人工骨頭をそう入置換した関節のうち、上記イの(ウ)以外のもの

エ 「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の可動域が健側の可動域角度の3/4以下に制限されているものをいう。

(a) 関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの

(b) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの

c 下肢の「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が、健側の運動可動域の1/2以下に制限されているものをいう。

d 下肢の「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可動域の3/4以下に制限されているものをいう。

e 下肢の「動揺関節」については、それが他動的なものであると、自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によってその等級を認定すること。

(a) 労働に支障があり、常時固定装具の装着を絶対に必要とする程度のものは、「用を廃したもの」とする。

(b) 労働に多少の支障はあっても、固定装具の装着を常時必要としない程度のものは、「機能に著しい障害を残すもの」とする。

(c) 通常の労働には固定装具の装着の必要がなく、重激な労働等の際してのみ必要のある程度のものは、「機能に障害を残すもの」とする。

【「準用」の項に移動】

f 下肢の「習慣性脱臼（先天性を除く。）」及び「弾ぱつ膝」は、「関節の機能に障害を残すもの」とする。

【「準用」の項に移動】

(3) 変形障害

ア 「偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当し、常に硬性補装具を必要とするものをいう。

なお、ゆ合不全の意義は、上肢と同様であること。

(ア) 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの

(イ) 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの

(ウ) 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもの

イ 「偽関節を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 大腿骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記アの(ア)以外のもの

(イ) 脛骨及び腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記アの

(イ) 以外のもの

(ウ) 脛骨の骨幹部等にゆ合不全を残すもので、上記アの(ウ)以外のもの

ウ 下肢の「長管骨に変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。これらの変形が同一の長管骨に複数存する場合もこれに含まれる。

(ア) 次のいずれかに該当する場合であって、外部から想見できる程度(15度以上屈曲して不正ゆ合したもの)以上のもの。

a (略)

b (略)

なお、腓骨のみの変形であっても、その程度が著しい場合にはこれに該当する。

(イ) 大腿骨若しくは脛骨の骨端部にゆ合不全を残すもの又は腓骨

(ハ) 変形障害

a 「1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(a) 大腿骨に偽関節を残すもの

(b) 脛骨及び腓骨の両方に偽関節を残すもの

b 「1下肢に仮関節を残すもの」とは、脛骨若しくは腓骨のいずれか一方に偽関節を残すものをいう。

c 下肢における「長管骨に奇形を残すもの」とは、次のいずれかに該当する場合で、上肢における場合と同様、その変形を外部から想見できる程度(165度以上わん曲して不正ゆ合したもの)以上のものをいい、長管骨の骨折部位が正常位にゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚があったとしても、長管骨の変形としては取り扱わないこと。

(a) (略)

(b) (略)

ただし、腓骨のみの変形であっても、その程度が著しい場合には、これに該当する。

の骨幹部等にゆ合不全を残すもの

(ウ) 大腿骨又は脛骨の骨端部のほとんどを欠損したもの

(エ) 大腿骨又は脛骨（骨端部を除く）の直径が 2/3 以下に減少したもの

(オ) 大腿骨が外旋 45 度以上又は内旋 30 度以上回旋変形ゆ合しているもの

この場合、外旋 45 度以上又は内旋 30 度以上回旋変形ゆ合していることは、次のいずれにも該当することを確認することによって判定すること。

a 外旋変形ゆ合にあつては股関節の内旋が 0 度を超えて可動できないこと、内旋変形ゆ合にあつては、股関節の外旋が 15 度を超えて可動できないこと

b エックス線写真等により、明らかに大腿骨の回旋変形ゆ合が認められること

注 大腿骨に一定以上の回旋変形ゆ合が認められる場合には、両ひざを揃え、膝蓋骨を左右同様に前方に向けた肢位で、正面から両下肢（両大腿骨の全長）を撮影したエックス線写真等により、左右の大腿骨の骨頭及び頸部が異なる形状となっていることが確認できる。

なお、長管骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえ、その部位に肥厚が生じていても長管骨の変形としては取り扱わないこと。

(4) 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを健側の下肢と比較することによって等級を認定すること。

測定に当たっては、事前に両端部に印をつけ、巻尺は屈曲しないよう

(二) 短縮障害

「下肢の短縮」については、上前腸骨棘と下腿内果下端間の長さを測定し、健側の下肢と比較し、短縮した長さを算出すること。

に注意すること。

2 足指の障害

(1) 欠損障害

「足指を失ったものとは、その全部を失ったもの」(障害等級表の備考第4号)とされており、具体的には、中足指節関節から失ったものがこれに該当するものであること。

(2) 機能障害

「足指の用を廃したものとは 第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すもの」(障害等級表の備考第5号)とされており、具体的には、次の場合がこれに該当するものであること。

ア 第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの

イ 第1の足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの

ウ 中足指節関節又は近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの

第3 併合、準用、加重、その他

1 併合

(1) 系列を異にする障害が2以上ある場合には、労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

例1 両下肢に長管骨の変形を残す(それぞれ第12級の8)場合は、併合第11級とする。

2 右下肢を3センチメートル以上短縮し(第10級の7)、左下

ロ 足指の障害

(イ) 欠損障害

「足指を失ったもの」とは、その全部を失ったものをいう。
したがって、中足指節関節から失ったものがこれに該当する。

(ロ) 機能障害

「足指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

a 第1の足指にあっては、末節骨の1/2以上を、その他の足指にあっては遠位節間関節以上を失ったもの

b 第1および第2の足指にあっては、中足指節関節又は近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すもの

c 第3、第4、第5の足指にあっては、完全強直したもの

(3) 併合、準用、加重、その他

イ 併合【併合の項を全面改正】

次に掲げる場合においては、労災則第14条第2項及び第3項により、併合して等級を認定すること。

(イ) 下肢の障害

a 両下肢に器質的障害(下腿の全部亡失を除く。)が存する場合

例1 両下肢に長管骨の変形が存する(それぞれ第12級の

肢を5センチメートル以上短縮した（第8級の5）場合は、併合第7級とする。

3 右下肢に偽関節を残し（第8級の9）、左下肢を5センチメートル以上短縮した（第8級の5）場合は、併合第6級とする。

4 踵骨骨折治癒後に疼痛を残し（第12級の12）、同一下肢の足関節の機能に障害を残す（12級の7）場合は、併合第11級とする。

注 足関節は、脛骨・腓骨と距骨とにより構成され、一方、踵骨は、距骨との間で距骨下関節を構成し、舟状骨、距骨及び立方骨との間でショパール関節を構成している。このように、足関節と踵骨とは別の部位である。

ただし、併合した結果序列を乱すこととなる場合には、直近上位又は直近下位の等級で認定すること。

例 1下肢をリスフラン関節以上で失い（第7級の8）、脛骨に偽関節を残す（第8級の9）場合、これらを併合すれば第5級となるが、1下肢を足関節以上で失ったもの（第5級の3）には達しないので、併合第6級とする。

また、同一下肢の足関節以上又はひざ関節以上の亡失（第5級の3又は第4級の5）と変形障害を残す場合は、変形障害の程度にかかわらず、前者については併合第5級、後者については、併合第4級とする。

（2）次の場合には、併合によることなく、それぞれに示すところにより等級を定めること。

ア 組合せ等級が定められている場合

例 右左の足をリスフラン関節以上で失った場合、右足をリスフラン関節以上で失ったもの（第7級の8）と左足をリスフラン関節

8）場合は、第11級とする。

2 1下肢の3センチメートル以上の短縮（第10級の7）と他の下肢の5センチメートル以上の短縮（第8級の5）とが存する場合は、第7級とする。

3 1下肢の偽関節（第8級の9）と他の下肢の5センチメートル以上の短縮（第8級の5）が存する場合は、第6級とする。

b 両下肢の3大関節に機能障害を残した場合（両下肢の全廃を除く。）

例1 1下肢の足関節の用廃（第8級の7）と他の下肢のひざ関節の用廃（第8級の7）が存する場合は、第6級とする。

2 1下肢の全廃（第5級の5）と他の下肢のひざ関節及び足関節の用廃（第6級の6）が存する場合は、第3級とする。

c 1下肢の3大関節の機能障害と他の下肢の器質的障害が存する場合

例1 1下肢の足関節の用廃（第8級の7）と他の下肢のリスフラン関節以上の亡失（第7級の8）が存する場合は、第5級とする。

2 1下肢のひざ関節の著しい機能障害（第10級の10）と他の下肢の偽関節（第8級の9）が存する場合は、第7級とする。

3 1下肢の全廃（第5級の5）と他の下肢の3センチメートル以上の短縮（第10級の7）が存する場合は、第4級とする。

d 1下肢の亡失（ひざ関節以上の亡失を除く。）と変形が存する場合

以上で失ったもの（同前）とを併合するのではなく、障害等級表に定められた「両足をリスフラン関節以上で失ったもの」（第4級の7）となる。

イ 通常派生する関係にある場合

例1 脛骨の遠位骨端部の欠損（第12級の8）と同一下肢の足関節の著しい機能障害（第10級の10）を残した場合は、上位の等級である第10級の10と認定する。

2 大腿骨又は下腿骨の骨折部にゆ合不全又は長管骨の変形を残すとともに、その部位に疼痛を残す場合には、いずれか上位の等級によること。

〔例2はその他の（イ）のcから移動〕

例1 1下肢のリスフラン関節以上の亡失（第7級の8）と長管骨の変形（第12級の8）が存する場合は、第6級とする。

2 1下肢のリスフラン関節以上の亡失（第7級の8）と脛骨の偽関節（第8級の9）が存する場合は、繰上げると第5級となるが、1下肢の足関節以上の亡失（第5級の3）には達しないので、その直近下位の第6級とする。

e 1下肢の3大関節の機能障害と変形又は短縮障害が存する場合

例1 1下肢の足関節の単なる機能障害（第12級の7）と脛骨の変形（第12級の8）が存する場合は、第11級とする。

2 1下肢のひざ関節の機能障害（第12級の7）と同一下肢の3センチメートル以上の短縮（第10級の7）が存する場合は、第9級とする。

f 踵骨骨折治癒後の疼痛（第12級の12）と足関節の単なる機能障害（第12級の7）が存する場合は、第11級とする。

（併合のアの例4に移動）

（ロ）足指の障害

a 1足の足指の欠損障害と他の足の足指の欠損障害（両足の足指の全部欠損を除く。）が存する場合

例1 右足の第1の足指の亡失（第10級の8）と左足の全部の足指の亡失（第8級の10）が存する場合は、第7級とする。

2 準用 <u>障害等級表上に、その属する系列はあるが、該当する障害がない場合は、次により等級を認定すること。</u> <u>(1) 併合の方法を用いて準用等級を定めるもの</u> <u>次の場合は、労災則第 14 条第 4 項により、併合の方法を用いて準用等級を定めること。</u>	<u>2 右足の第 1 の足指の亡失（第 10 級の 8）と左足の第 1 及び第 2 の足指の亡失（第 9 級の 10）が存する場合は、第 8 級とする。</u> b <u>1 足の足指の欠損障害と他の足の足指の機能障害が存する場合</u> 例 1 <u>右足の全部の足指の亡失（第 8 級の 10）と左足の全部の足指の用廃（第 9 級の 11）が存する場合は、第 7 級とする。</u> <u>2 右足の第 1 の足指の亡失（第 10 級の 8）と左足の第 1 及び第 2 の足指の用廃（第 11 級の 8）が存する場合は、第 9 級とする。</u> c <u>1 足の足指の機能障害と他の足の足指の機能障害が存する場合（両足の足指の用廃を除く。）</u> 例 1 <u>右足の第 1 の足指の用廃（第 12 級の 11）と左足の全部の足指の用廃（第 9 級の 11）が存する場合は、第 8 級とする。</u> <u>2 右足の第 1 の足指の用廃（第 12 級の 11）と左足の第 1 及び第 2 の足指の用廃（第 11 級の 8）が存する場合は、第 10 級とする。</u> ロ 準用〔準用の項を全面改正〕 <u>次に掲げる場合においては、労災則第 14 条第 4 項により、準用して等級を定めること。この場合、同一系列の複数の障害について準用等級を定めるにあたっては、併合の方法を用いることとなるが、その結果、等級の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって認定すること。</u>
--	--

<u>例 大腿骨に第 7 級の 10 のゆ合不全を残し、同一下肢の脛骨に変形を残した（第 12 級の 8）場合は、準用第 6 級とする。</u> <u>また、1 下肢の機能障害と同一下肢の足指の欠損又は機能障害がある場合については、これらを同一系列の障害とみなし、併合の方法を用いて準用等級を定めること。</u> <u>例 1 下肢の足関節の機能に障害を残し（第 12 級の 7）、かつ、同一下肢の第 1 の足指の用を廃した（第 12 級の 11）場合は、準用第 11 級とする。</u> <u>ただし、併合の方法を用いた結果序列を乱すこととなる場合は、直近上位又は直近下位の等級に認定すること。</u> <u>ア 直近下位の等級に認定するもの</u> <u>例 1 下肢の足関節の用を廃し（第 8 級の 7）、かつ、同一下肢をリスフラン関節以上で失った（第 7 級の 8）場合、併合の方法を用いると第 5 級となるが、1 下肢を足関節以上で失ったもの（第 5 級の 3）には達しないので、準用第 6 級とする。</u> <u>また、同一下肢に足関節以上又はひざ関節以上の亡失（第 5 級の 3 又は第 4 級の 5）と機能障害が存する場合は、機能障害の程度にかかわらず、前者については準用第 5 級、後者については準用第 4 級となるものであること。</u> <u>イ 3 大関節のすべてに同一の機能障害を残す場合の取扱い</u> <u>1 下肢の 3 大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残すものは第 8 級、1 下肢の 3 大関節のすべての関節の機能に障害を残すものは、第 10 級に準ずる障害として取り扱うこと。</u> <u>ウ 1 足の足指に、障害等級表上組合せのない欠損障害が存する場合</u> <u>例 1 1 足の第 2 の足指を含め 3 の足指を失ったものは、「1 足の第</u>	<u>（イ）下肢の障害</u> <u>a 同一下肢に 2 以上の器質的障害が存する場合</u> <u>例 1 1 下肢の大腿骨に偽関節を残し（第 7 級の 10）、同下肢の脛骨に変形を残した（第 12 級の 8）場合は、第 6 級とする。</u> <u>b 同一下肢に欠損障害と機能障害が存する場合</u> <u>例 1 1 下肢を足関節以上で失い（第 5 級の 3）、股関節及びひざ関節の用を廃した（第 6 級の 6）の場合は、これらを併合すれば、第 3 級となるが、1 下肢をひざ関節以上で失ったもの（第 4 級の 5）には達しないので、第 5 級とする。</u> <u>2 1 下肢をひざ関節以上で失い（第 4 級の 5）、股関節の用を廃した（第 8 級の 7）場合は、これらを併合すれば、第 2 級となるが、1 下肢の最上位の等級（第 4 級の 5）をこえることとなり、序列を乱すので、第 4 級とする。</u> <u>3 1 下肢の足関節の用廃（第 8 級の 7）と同時に、同下肢をリスフラン関節以上で失った（第 7 級の 8）場合も、併合すれば第 5 級となるが、1 下肢を足関節以上で失ったもの（第 5 級の 3）には達しないので、第 6 級とする。</u> <u>〔全面改正〕</u> <u>c 同一下肢の 3 大関節に機能障害が存する場合（用廃を除く。）</u> <u>例 1 1 下肢の足関節に単なる機能障害が存し（第 12 級の 7）、同下肢のひざ関節に著しい機能障害が存している（第 10 級の 10）場合は、第 9 級とする。</u> <u>2 1 下肢の股関節及びひざ関節の用を廃し（第 6 級の</u>
---	---

1の足指以外の4の足指を失ったもの」(第10級の8)と「1足の第2の足指を含み2の足指を失ったもの」(第12級の10)との中間に位し、第10級の8には達しないので、準用第11級とする。

2 1足の第2の足指を含めた3の足指の用を廃したものは、「1足の第1の足指以外の4の足指の用を廃したもの」(第12級の11)と「1足の第1の足指を含み2の足指の用を廃したもの」(第13級の10)との中間に位し、第12級の11には達しないので、準用第13級とする。

(2) 他の障害の等級を準用するもの

ア 下肢の動揺関節については、それが他動的なものであると、自動的なものであるとにかかわらず、次の基準によってその等級を認定すること。

(ア) 常に硬性補装具を必要とするものは、第8級に準ずる関節の機能障害として取り扱う。

(イ) 時々硬性補装具を必要とするものは、第10級に準ずる関節の機能障害として取り扱う。

(ウ) 重激な労働等の際以外には硬性補装具を必要としないものは、第12級に準ずる関節の機能障害として取り扱う。

イ 習慣性脱臼及び弾発ひざは第12級に準ずる関節の機能障害として取り扱うこと。

ウ 足指を基部(足指の付け根)から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うこと。

6)、同下肢の足関節に著しい機能障害が存している(第10級の10)場合は、これらを併合すれば第5級となるが、1下肢の用を廃したもの(第5級の5)には達しないので、第6級とする。

なお、1下肢の3大関節のすべての関節の機能に著しい障害を残すものは第8級に、また、1下肢の3大関節のすべての関節の機能に障害を残すものは、第10級に準ずる障害として取り扱うこと。

d 1下肢の3大関節の機能障害と同下肢の足指の欠損障害又は機能障害がある場合

例1 1下肢の足関節に機能障害が存し(第12級の7)、同下肢の第1の足指の用を廃した(第12級の11)場合は、第11級とする。

2 1下肢の股関節及びひざ関節の用廃(第6級の6)と同下肢の指の全部の欠損(第8級の10)とが存する場合は、これらを併合すれば、第4級となるが、1下肢の全廃(第5級の5)には達しないので、第6級とする。

(ロ) 足指の障害

a 足指を基部(足指の付け根)から失った場合は、「足指を失ったもの」に準じて取り扱うこと。

b 1足の足指に、障害等級表上組合せのない欠損障害が存する場合

例 1足の第2の足指をあわせ3の足指の亡失は、「1足の第1の足指以外の4の足指を失ったもの」(第10級の8)と「1足の第2の足指を含み2の足指を失ったもの」(第12級の8)との中間に位するものであるが、その障

3 加重

(1) 次に掲げる場合においては、障害の程度を加重した限度で障害補償を行うこと。

ア 下肢に障害を残す者が、同一系列内において新たな障害を残した場合

例1 1下肢をリスフラン関節以上で失った者が、さらに同一下肢を足関節以上で失った場合

2 1下肢の足関節の機能に著しい障害を残し又はひざ関節の用を廃した者が、さらに同一下肢を足関節以上で失った場合

害の程度が第10級の8までに達していないから、第11級とする。

c 1足のある足指の欠損障害と同一足のお指の機能障害が存する場合

例1 1足の第1の足指の亡失(第10級の8)と同一足の第2指以下の用廃(第12級の11)が存する場合は、第9級とする。

2 1足の第3の足指の亡失(第13級の9)と同一足の第1の足指の用廃(第12級の11)が存する場合は、第11級とする。

3 1足の第2の足指をあわせ3の足指の用廃は、「1足の第1の足指以外の4の足指の用廃」(第12級の11)と「1足の第2の足指を含む2の足指の用廃」(第13級の10)との中間に位するものではあるが、その障害の程度が第12級の11には達しないので、第13級とする。

ハ 加重

(イ) 次に掲げる場合においては、労災則第14条第5項により、加重として取り扱うこと。

a 下肢の障害

(a) 下肢に障害を存していた者が、同一系列内において、さらに障害を加重した場合

例1 1下肢をリスフラン関節又は足関節以上で失っていた者が、さらに同一下肢を足関節又はひざ関節以上で失った場合

2 1下肢の足関節の著しい障害又はひざ関節の用廃を存していた者が、さらに足関節以上で失った場合

- 3 1 下肢の足関節の機能に障害を残す者が、さらに同一下肢の足関節の機能に著しい障害を残した場合

〔削除〕

〔削除〕

イ 下肢に障害を残す者が、さらに既存の障害の部位以上を失った場合（上記アに該当する場合を除く。）

- 例 1 1 下肢の脛骨に変形を残す者が、同一下肢をひざ関節以上で失った場合
- 2 1 下肢を1センチメートル以上短縮した者が、同一下肢を足関節以上で失った場合
- 3 1 下肢の下腿部に手掌大のケロイド瘢痕を残していた者が、同一下肢をひざ関節以上で失った場合

〔削除〕

ウ 1 足の足指に障害を残す者が、さらに同一足指又は同一足のお指に新たな障害を残した場合

例 1 足の第5の足指の用を廃した者が、さらに同一足の第1の足指の用を廃した場合

エ 左右両下肢（両足指を含む。）の組合せ等級に該当する場合

1 下肢に障害を残す者が、新たに他の下肢に障害を残し、又は同一

- 3 1 下肢の足関節の単なる機能障害又はひざ関節の用廃を存していた者が、さらに足関節の著しい機能障害又は足関節とひざ関節の用廃を存していた場合

- 4 1 下肢の脛骨に変形を存していた者が、さらに同一下肢の大腿骨に偽関節を存した場合

- 5 1 下肢を1センチメートル以上短縮していた者が、さらに同一下肢を5センチメートル以上短縮した場合

（b） 下肢に障害を存していた者が、さらに既存の障害部位以上を失った場合（上記（a）に該当する場合を除く。）

- 例 1 1 下肢の脛骨に変形を存していた者が、さらに同一下肢をひざ関節以上で失った場合
- 2 1 下肢を1センチメートル以上で短縮していた者が、さらに同一下肢を足関節以上で失った場合
- 3 1 下肢の下腿骨に手掌大のケロイド瘢痕を存していた者が、さらに同一下肢をひざ関節以上で失った場合
- 4 1 足の足指の欠損又は機能障害を存していた者が、さら同一下肢をリスフラン関節以上で失った場合

b 足指の障害

1 足の足指に障害を存していた者が、さらに同一足の同指又は他指に障害を加重した場合

例 1 足の第5の足指の用を廃していた者が、さらに同一足の第1の足指の用を廃した場合

下肢（足指を含む。）に新たな障害を残すとともに他の下肢にも障害を残した結果、次に掲げる組合せ等級に該当するに至ったときの障害補償の額についても、加重として取り扱うこと。

- a 両下肢をひざ関節以上で失ったもの（第1級の8）
- b 両下肢を足関節以上で失ったもの（第2級の4）
- c 両足をリスフラン関節以上で失ったもの（第4級の7）
- d 両下肢の用を廃したもの（第1級の9）
- e 両足指の全部を失ったもの（第5級の6）
- f 両足指の全部の用を廃したもの（第7級の11）

（その他の（ロ）より移動し、一部改正）

（2）足指の障害のうち、加重後の障害の該当する障害等級に応ずる障害補償の額（日数）から、既存の障害の該当する障害等級に応ずる障害補償の額（日数）を差し引いた額（日数）が、新たな障害のみを残した場合の障害補償の額（日数）を下回る場合には、新たな障害のみを残したものとみなして取り扱うこと。

例 1足の第2及び第3の足指を亡失していた（第12級の10、給付基礎日額の156日分）者が、新たに第4の足指を失った場合、加重後の障害も準用第12級に該当する（上記（2）のウの（エ）の例2参照）こととなり、加重後の障害補償の額から既存の障害補償の額を差し引くと0となり、第4の足指を失った場合の障害補償の額を下回るので、第4の足指のみを失ったものとみなして取り扱う。

（ロ） 足指の障害で、次に掲げる場合に該当するときは、労災則第14条第5項の規定にかかわらず、新たな障害のみが生じたものとみなして取り扱うこと（第1の4の（3）のホ参照）。

- a 1足の足指に障害を存していた者が、同一足の他指に、新たな障害を加重した場合で、労災則第14条第5項により算定した障害補償の額（日数）が、他指に新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（日数）より少ないとき
- b 1足の複数の足指に障害を存する者が、新たにその一部の足指について障害を加重した場合で、労災則第14条第5項により算定した障害補償の額（日数）が、その一部の足指に新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額（日数）より少ないとき

ただし、加重後の等級が第7級以上（年金）に該当し、新たに加わった障害が単独で生じたこととした場合の等級が第8級以下（一時金）に該当するとき（既存の障害の該当する等級が同等級であるときを除く。）の障害補償の額は労災則第14条第5項によること。

ニ その他

(イ) 次の場合には、いずれか上位の等級によること。

- a 骨切除が関節部において行われたために、下肢の短縮と関節機能障害が存した場合
- b 長管骨の骨折部位が不正ゆ合した結果、長管骨の変形又は偽関節と下肢の短縮障害が存した場合
- c 大腿骨又は下腿骨の骨折部に偽関節又は長管骨の変形が存するとともに、その部位に疼痛（第12級程度）が存した場合

(ロ) 左右両下肢（両足指を含む。）の組合せ等級の取扱い

1 下肢に障害を存していた者が、さらに他の下肢に障害を生じ、又は同一下肢の障害の程度を加重するとともに他の下肢にも障害を生じた結果、次に掲げる障害に該当するに至った場合の障害補償の額は、加重の例に準じて算定すること。

- a 両下肢をひざ関節以上で失ったもの（第1級の8）
- b 両下肢を足関節以上で失ったもの（第2級の4）
- c 両足をリスフラン関節以上で失ったもの（第4級の7）
- d 両下肢の用を廃したもの（第1級の9）
- e 両足指の全部を失ったもの（第5級の6）
- f 両足指の全部の用を廃したもの（第7級の11）

（加重のアの（エ）に移動）

関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領新旧対照表

改 正 後	現 行
別添 関節の機能障害の評価方法及び関節可動域の測定要領 第1 関節の機能障害の評価方法 関節の機能障害は、関節の可動域の制限の程度に応じて評価するものであり、可動域の測定については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「<u>関節可動域表示ならびに測定法</u>」に準拠して定めた「<u>第2 関節可動域の測定要領</u>」（以下「<u>測定要領</u>」という。）に基づき行うこととする。 <u>ただし、労災保険の障害（補償）給付は労働能力の喪失に対する損害を補うを目的としていること等から、関節の機能障害の評価方法として以下のような特徴がある。</u> 1 関節の運動と機能障害 （1）関節可動域の比較方法 <u>関節の機能障害の認定に際しては、障害を残す関節の可動域を測定し、原則として健側の可動域角度と比較することにより、関節可動域の制限の程度を評価するものであること。</u> <u>ただし、せき柱や健側となるべき関節にも障害を残す場合等にあつては、測定要領に定める参考可動域角度との比較により関節可動域の制限の程度を評価すること。</u> （2）関節運動の障害評価の区別 <u>各関節の運動は単一の場合と複数ある場合があり、複数ある場合には各運動毎の重要性に差違が認められることから、それらの運動を主要運動、参考運動及びその他の運動に区別して障害の評価を行う。</u> <u>各関節の運動のうち、測定要領に示したものは、主要運動又は参考運動として、その可動域制限が評価の対象となるもので</u>	別紙 2 関節可動域の測定要領 〔新設〕 〔新設〕

ある。

各関節の主要運動と参考運動の区別は次のとおりである。

部位	主要運動	参考運動
せき柱（頸部）	屈曲・伸展、回旋	側屈
せき柱（胸腰部）	屈曲・伸展	回旋、側屈
肩関節	屈曲、外転・内転	伸展、外旋・内旋
ひじ関節	屈曲・伸展	
手関節	屈曲・伸展	橈屈、尺屈
前腕	回外・回内	
股関節	屈曲・伸展、外転・内転	外旋・内旋
ひざ関節	屈曲・伸展	
足関節	屈曲・伸展	
母指	屈曲・伸展、橈側外転、掌側外転	
手指及び足指	屈曲・伸展	

これらの運動のうち、原則として、屈曲と伸展のように同一面にある運動については、両者の可動域角度を合計した値をもって関節可動域の制限の程度を評価すること。

ただし、肩関節の屈曲と伸展は、屈曲が主要運動で伸展が参考運動であるので、それぞれの可動域制限を独立して評価すること。

（３）主要運動と参考運動の意義

主要運動とは、各関節における日常の動作にとって最も重要なものをいう。多くの関節にあっては主要運動は一つであるが、上記のとおりせき柱（頸椎）、肩関節及び股関節にあっては、二つの主要運動を有する。

関節の機能障害は、原則として主要運動の可動域の制限の程度によって評価するものであること。

ただし、後記２の（３）に定めるところにより、一定の場合には、主要運動及び参考運動の可動域制限の程度によって、関節の機能障害を評価するものであること。

なお、測定要領に定めた主要運動及び参考運動以外の運動については、関節の機能障害の評価の対象としないものであること。

と。

2 関節の機能障害の具体的評価方法

関節の機能障害の評価は、具体的には「せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の障害に関する障害等級認定基準」の各節によるほか、以下にしたがって行うこと。

(1) 関節の強直

関節の強直とは、関節の完全強直又はこれに近い状態にあるものをいう。

この場合、「これに近い状態」とは、関節可動域が、原則として健側の関節可動域角度の10%程度以下に制限されているものをいい、「10%程度」とは、健側の関節可動域角度（せき柱にあっては、参考可動域角度）の10%に相当する角度を5度単位で切り上げた角度とすること。

なお、関節可動域が10度以下に制限されている場合はすべて「これに近い状態」に該当するものと取り扱うこと。

例 ひざ関節（屈曲）に大きな可動域制限があり、健側の可動域が130度である場合は、可動域制限のある関節の可動域が、130度の10%を5度単位で切り上げた15度以下であれば、ひざ関節の強直となる。

(2) 主要運動が複数ある関節の機能障害

ア 関節の用廃

上肢・下肢の3大関節のうち主要運動が複数ある肩関節及び股関節については、いずれの主要運動も全く可動しない又はこれに近い状態となった場合に、関節の用を廃したものとすること。

イ 関節の著しい機能障害及び機能障害

上肢・下肢の3大関節のうち主要運動が複数ある肩関節及び股関節については、主要運動のいずれか一方の可動域が健側の関節可動域角度の1/2以下又は3/4以下に制限されているときは、関節の著しい機能障害又は機能障害と認定すること。

また、せき柱（頸椎）にあっては、屈曲・伸展又は回旋のいずれか一方の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限さ

〔新設〕

れているときは、せき柱に運動障害を残すものと認定すること。

(3) 参考運動を評価の対象とする場合

上肢及び下肢の3大関節については、主要運動の可動域が1/2（これ以下は著しい機能障害）又は3/4（これ以下は機能障害）をわずかに上回る場合に、当該関節の参考運動が1/2以下又は3/4以下に制限されているときは、関節の著しい機能障害又は機能障害と認定するものであること。

また、せき柱については、頸椎又は胸腰椎の主要運動の可動域制限が参考可動域角度の1/2をわずかに上回る場合に、頸椎又は胸腰椎の参考運動が1/2以下に制限されているときは、頸椎又は胸腰椎の運動障害と認定するものであること。

これらの場合において、「わずかに」上回る場合の角度は、原則として5度とする。

ただし、次の主要運動についてせき柱の運動障害又は関節の著しい機能障害に当たるか否かを判断する場合は10度とする。

- a せき柱（頸部）の屈曲・伸展、回旋
- b 肩関節の屈曲、外転
- c 手関節の屈曲・伸展
- d 股関節の屈曲・伸展

例1 肩関節の屈曲の可動域が90度である場合、健側の可動域角度が170度であるときは、170度の1/2である85度に10度を加えると95度となり、患側の可動域90度はこれ以下となるので、肩関節の参考運動である外旋・内旋の可動域が1/2以下に制限されていれば、著しい機能障害（第10級の9）となる。

2 肩関節の屈曲の可動域が130度である場合、健側の可動域角度が170度であるときは、170度の3/4である127.5度に5度を加えると132.5度となり、患側の可動域130度はこれ以下となるため、肩関節の参考運動である外旋・内旋の可動域が3/4以下に制限されているときは、機能障害（第12級の6）となる。

なお、参考運動が複数ある関節にあっては、1つの参考運動の可動域角度が上記のとおり制限されていることをもって足りるものであること。

第2 関節可動域の測定要領

1 労災保険における関節可動域の測定

〔内容を改正し、前記第1に移動〕

(1) (略)

関節可動域の測定値については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定法」に従い、原則として、他動運動による測定値によることとするが、他動運動による測定値を採用することが適切でないものについては、自動運動による測定値を参考として、障害の認定を行う必要がある。

他動運動による測定値を採用することが適切でないものと

1 労災保険における関節可動域の測定

関節可動域の測定等については、原則として、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定法」によるが、労災保険の障害認定においては、採用しない項目があること及び以下の事項に注意を要する。

(1) 各関節の機能障害については、障害の存する関節の可動域を測定し、原則として健側の関節可動域と比較して障害等級を認定する。

ただし、健側の関節可動域と比較することが適当でない場合は、参考可動域角度を参考として障害等級を認定する。

(2) 測定する角度は、原則として、各関節の主要運動（屈伸等各関節において日常の動作に一番重要なものをいう。例えば、肩関節にあっては、屈曲（前方挙上）及び伸展（後方挙上）並びに外転（側方挙上）をいう。）を基本軸と移動軸のなす角度で計る。

主要運動以外の関節運動については、参考とする。

また、同一面の運動範囲は一括して取り扱う（例えば、肩関節の場合は、屈曲（前方挙上）及び伸展（後方挙上）は一括して取り扱い、両関節の可動域角度を合計する。）。

(3) (略)

なお、関節可動域の測定値については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された「関節可動域表示ならびに測定法」に従い、原則として、他動運動による測定値によることとするが、他動運動による測定値を採用することが適切でないものについては、自動運動による測定値を参考として、障害の認定を行う必要がある。

〔新設〕

は、例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となり、他動では関節が可動するが、自動では可動できない場合、関節を可動させるとがまんできない程度の痛みが生じるために自動では可動できないと医学的に判断される場合等をいう。

また、関節が1方向には自動できるが逆方向には自動できない場合の可動域については、基本肢位から自動できない場合は0度とすること。

例 手関節を基本肢位から自動で90度屈曲することができるが、橈骨神経損傷により自動では伸展が全くできない場合、健側の可動域が屈曲・伸展を合計して160度のときは、患側の可動域は、健側の3/4以下に制限されていることとなり、「関節の機能障害」に該当する。

(2) 及び (3) (略)

2 関節可動域表示並びに測定法の原則
〔以下、略〕

(4) 及び (5)

2 関節可動域表示並びに測定法の原則
〔以下、略〕

眼の障害に関する障害等級認定基準（案）新旧対照表

改正後	現 行												
眼（眼球及びまぶた）の障害に関する障害等級認定基準 第1 眼の障害と障害等級 1 眼の障害については、障害等級表上、眼球の障害として視力障害、調節機能障害、運動障害及び視野障害について、また、まぶたの障害として欠損障害及び運動障害について等級が定められている。 （1）眼球の障害 ア及びイ（略） ウ 運動障害 <table border="0"> <tr> <td>正面視で複視を残すもの</td><td>第10級の1の2</td></tr> <tr> <td>両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの</td><td>第11級の1</td></tr> <tr> <td>1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの</td><td>第12級の1</td></tr> <tr> <td>正面視以外で複視を残すもの</td><td>第13級の2の2</td></tr> </table> エ（略） （2）まぶたの障害 （略） 〔削除〕 第2 （略） 1 （略） （1）（略）	正面視で複視を残すもの	第10級の1の2	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1	正面視以外で複視を残すもの	第13級の2の2	第1 眼（眼球及び眼瞼） （1） 眼の障害と障害等級 1 眼の障害については、障害等級表上、次のごとく、眼球の障害として視力障害、調節機能障害、運動障害及び視野障害について、また、眼瞼の障害として欠損障害及び運動障害について等級を定めている。 （1）眼球の障害 ア及びイ（略） ウ 運動障害 〔新規〕 <table border="0"> <tr> <td>両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの</td><td>第11級の1</td></tr> <tr> <td>1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの</td><td>第12級の1</td></tr> </table> 〔新規〕 エ（略） （2）眼瞼の障害 （略） <u>2 障害等級表に掲げていない眼の障害については、労災則第14条第4項により、その障害の程度に応じて、障害等級表に掲げている他の障害に準じて等級を認定すること。</u> （2） 障害等級認定の基準 イ（略） （イ）（略）	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1
正面視で複視を残すもの	第10級の1の2												
両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1												
1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1												
正面視以外で複視を残すもの	第13級の2の2												
両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1												
1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1												

ア 視力の測定は、原則として、万国式視力表による（障害等級表の備考第1号）が、實際上これと同程度と認められる文字、図形等の視標を用いた試視力表又は視力測定法を用いてもよいこと。

イ 障害等級表にいう視力とは、きょう正視力をいう（障害等級表の備考第1号）。

ただし、きょう正が不能な場合は裸眼視力による。

注 きょう正視力には、眼鏡によるきょう正、医学的に装用可能なコンタクトレンズによるきょう正又は眼内レンズによるきょう正によって得られた視力が含まれる。

ウ きょう正視力による障害等級の認定は、

（ア）角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による完全きょう正を行っても不等像視を生じない者については、眼鏡によりきょう正した視力を測定して障害等級を認定する。

注 （略）

（イ）上記（ア）以外の者については、コンタクトレンズの装用が医学的に可能であり、かつ、コンタクトレンズによるきょう正を行うことにより良好な視界が得られる場合には、コンタクトレンズによりきょう正した視力を測定して障害等級を認定する。

（ウ）眼鏡による完全きょう正を行えば、不等像視を生ずる場合であって、コンタクトレンズの装用が不能な場合には、眼鏡きょう正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力により障害等級を認定する。

（エ）（略）

エ （略）

a 視力の測定は、原則として、万国式視力表によることとする（労災則別表障害等級表備考第1号）が、實際上これと同程度と認められる文字、図形等の視標を用いた試視力表又は視力測定法を用いてもよいこと。

b 障害等級表にいう視力とは、矯正視力をいう（労災則別表障害等級表備考第1号）。

ただし、矯正が不能な場合は裸眼視力による。

注 矯正視力には、眼鏡による矯正、医学的に装用可能なコンタクトレンズによる矯正又は眼内レンズによる矯正によって得られた視力が含まれる。

c 矯正視力による障害等級の認定は、

（a）角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による完全矯正を行っても不等像視を生じない者については、眼鏡により矯正した視力を測定して障害等級を認定する。

注 （略）

（b）上記（a）以外の者については、コンタクトレンズの装用が医学的に可能であり、かつ、コンタクトレンズによる矯正を行うことにより良好な視力が得られる場合には、コンタクトレンズにより矯正した視力を測定して障害等級を認定する。

（c）眼鏡による完全矯正を行えば不等像視を生じる場合であって、コンタクトレンズの装用が不能な場合には、眼鏡矯正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力により障害等級を認定する。

（d）（略）

d （略）

(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

注1 (略)

〔削除〕

2 (略)

イ 複視

(ア)「複視を残すもの」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

a 本人が複視のあることを自覚していること

b 眼筋の麻痺等複視を残す明らかな原因が認められること

c ヘスクリーンテストにより患側の像が水平方向又は垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること

(イ) 上記(ア)に該当するもののうち、

a 「正面視で複視を残すもの」とはヘスクリーンテストにより正面視で複視が中心の位置にあることが確認されたものをいい、

b 「正面視以外で複視を残すもの」とは、上記a以外のものをいう。

(ウ) 複視を残し、かつ、眼球に著しい運動障害を残す場合には、いずれか上位の等級で認定すること。

注1 複視とは、右眼と左眼の網膜の対応点に外界の像が結像

(ロ) (略)

(ハ) (略)

注1 (略)

2 両眼視のある人の眼筋の1個又は数個が麻痺すれば、複視を生ずる。

複視とは、単一の物体から2個の像を認識することであり、患側によってみえる物体を仮像という。

3 (略)

〔新設〕

せずにはずれているために、ものが二重に見える状態である。

麻痺した眼筋によって複視が生ずる方向が異なる。

- 2 複視を残す場合、併せて頭痛等の神経症状を残すことが多いが、これらは複視によって派生的に生じているものであり、症状としても複視とは別途に独立して評価する必要はない程度のものである。

また、複視の原因である眼筋の麻痺等は、「眼球の著しい運動障害」である注視野の減少の原因でもあり、「眼球の著しい運動障害」に該当する眼筋の麻痺等がある場合には、通常複視をも残すこととなる。

- 3 ヘスクリーンテストとは、指標を赤緑ガラスで見たときの片眼の赤像、他眼の緑像から両眼の位置ずれを評価する検査方法である。

例えば、右外転神経麻痺の場合、右眼に赤ガラスを通して固視させると、左眼に緑ガラスを通して見た固視点は右方へ大きくずれるが、左眼に赤ガラスを通じて固視させると右眼に緑ガラスを通して見た固視点は交叉性に小さくずれる。

- 4 複視には、上記の両眼性のもののほか、単眼性複視がある。単眼性複視とは、水晶体亜脱臼、眼内レンズ偏位等によって生ずるもので、眼球の運動障害により生ずるものではないので、視力障害として評価すべきものである。

(4) (略)

2 まぶたの障害

(1) 欠損障害

(二) (略)

ロ 眼瞼の障害

(イ) 欠損障害

ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、閉瞼時（普通にまぶたを閉じた場合）に、角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。

イ及びウ（略）

（２）（略）

第３ 併合、準用、加重

１ 併合

まぶたの障害において、系列を異にする２以上の障害が存する場合は、労災則第１４条第２項及び第３項により、併合して等級を認定すること。

例 （略）

２ 準用

障害等級表に掲げるもの以外の障害については、労災則第１４条第４項により、障害等級表に掲げる障害に準じてその等級を定めること。

（１）いずれの系列にも属さないもの

外傷性散瞳については、次により取り扱うこと。

ア １眼の瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明を訴え労働に著しく支障をきたすものについては、第１２級を準用すること。

イ １眼の瞳孔の対光反射はあるが不十分であり、羞明を訴え労働に支障をきたすものについては、第１４級を準用すること。

ａ 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、閉瞼時（普通に眼瞼を閉じた場合）に、角膜を完全におおい得ない程度のものをいう。

ｂ及びｃ（略）

（ロ）（略）

（３） 併合、準用、加重

イ 併合

眼瞼の障害において、系列を異にする２以上の障害が存する場合は、労災則第１４条第２項及び第３項により併合して等級を認定すること。

例 （略）

ロ 準用

（イ） 同一眼球に、系列を異にする２以上の障害が存する場合（たとえば、調節機能障害と視力障害が存する場合、眼球の運動障害と視力障害が存する場合又は視野障害と視力障害が存する場合等）は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

〔（２）に移動し、例を新設〕

ウ 両眼について、前記アの場合には第11級を、またイの場合には第12級をそれぞれ準用すること。

エ 外傷性散瞳と視力障害又は調節機能障害が存する場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

注 散瞳(病的)とは、瞳孔の直径が開大して対光反応が消失又は減弱するものをいい、羞明とは、俗にいう「まぶしい」ことをいう。

〔(ハ) より移動〕

〔削除〕

(2) 併合の方法を用いて準用等級を定めるもの

同一眼球に、系列を異にする2以上の障害が存する場合(たとえば、調節機能障害と視力障害が存する場合、眼球の運動障害と視力障害が存する場合又は視野障害と視力障害が存する場合等)は、原則として併合の方法を用いて準用等級を定めること。

〔(イ) より移動〕

例 両眼の視力が0.6以下となり(第9級の1)、かつ、1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの(第12級の1)は、準用第8級とする。

(ロ) 「眼球に著しい運動障害を残すもの」に該当しない程度のものであっても、正面視で複視を生じるものについては、両眼視することによって高度の頭痛、めまい等を生じ労働に著しく支障をきたすので、第12級を準用すること。

なお、左右上下視等で複視を生じ、正面視では複視を生じないものについては、労働に著しい支障をきたすものとは認められないが、軽度の頭痛、眼精疲労を訴えるので、第14級を準用すること。

(ハ) 外傷性散瞳については、次により取り扱うこと。

- a 1眼の瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明を訴え労働に著しく支障をきたすものについては、第12級を準用すること。
- b 1眼の瞳孔の対光反射はあるが不十分であり、羞明を訴え労働に支障をきたすものについては、第14級を準用すること。
- c 両眼について、前記aの場合には第11級を、またbの場合には第12級をそれぞれ準用すること。
- d 外傷性散瞳と視力障害又は調節機能障害が存する場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めること。

3 加重

(1) 眼については、両眼球を同一部位とするので、次の場合には加重により障害補償給付の額を算定するものであること。

例1 (略)

2 (略)

〔削除〕

また、次の場合についても同一系列と取り扱うため、加重により障害補償給付の額を算定するものであること。

例 両眼の眼球に著しい運動障害を残していた者が、新たに、1眼の視力を減じた場合

(2) 眼の障害のうち、加重後の障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額(日数)から、既存の障害の該当する障害等級に応ずる障害補償給付の額(日数)を差し引いた額(日数)が、新たな障害のみを残した場合の障害補償給付の額(日数)を下回る場合には、新たな障害のみを残したものとみなして取り扱うこと。

例 既に右眼の視力が0.1(第10級の1、給付基礎日額の302日分)に減じていた者が、新たに左眼の視力を0.6(第13級の1、給付基礎日額の101日分)に減じた場合の現存障害は第9級の1(給付基礎日額の391日分)に該当し、加重後

注 散瞳(病的)とは、瞳孔の直径が開大して対光反応が消失又は減弱するものをいい、羞明とは、俗にいう「まぶしい」ことをいう。

〔(1)に移動〕

ハ 加重

(イ) 眼については、両眼球を同一部位とするので、次の場合は、加重として取り扱うこと。

a (略)

b (略)

c 1眼の視力を減じていた者が、さらにその視力を減じ、又は失明した場合。

(ロ) 加重の場合の障害補償の額は、労災則第14条第5項により算定することとするが、1眼に障害を存する者が、新たに他眼に障害を生じた場合において、労災則第14条第5項により算定した障害補償の額(日数)か、他眼のみに新たな障害が生じたこととした場合の障害補償の(日数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定すること。

例 既に右眼の視力が0.1(第10級の1、給付基礎日額の302日分)に減じていた者が、新たに左眼の視力を0.6(第13級の1、給付基礎日額の101日分)に減じた場合の現存障害は第9級の1(給付基礎日額の391日分)に該当するが、この場合の障害

の障害補償給付の額(日数)から既存の障害補償給付の額(日数)を差し引くと89日分となるが、これは、新たな障害のみを残した場合の障害補償給付の額(日数)である101日分を下回るので、第13級の1の障害のみを残したものとみなして障害補償給付の額を算定する。

補償の額は第13級の1の障害のみが生じたものとみなして、101日分とする。

また、両眼に障害を存する者が、その1眼について障害の程度を加重した場合において、労災則第14条第5項により算定した障害補償の額(日数)が、その1眼に新たな障害のみが生じたこととした場合の障害補償の額(日数)より少ないときは、その新たな障害のみが生じたものとみなして障害補償の額を算定すること